

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年5月30日
【事業年度】	第4期(自平成19年3月1日至平成20年2月29日)
【会社名】	G C Aホールディングス株式会社 (旧社名 G C A株式会社)
【英訳名】	GCA Holdings Corporation (旧英訳名 GCA Co., Ltd.) (注)平成19年9月3日より会社分割により純粋持株会社体制に移行し、会社名を上記のとおり変更いたしました。 また、平成20年3月3日付でG C Aサヴィアングループ株式会社を完全親会社とする当社とサヴィアン株式会社との共同株式移転により、当社は平成20年2月26日付で上場廃止となり、平成20年3月3日の株式移転の日をもって当社の完全親会社となるG C Aサヴィアングループ株式会社の株式を東京証券取引所マザーズにおいて新規上場しております。
【代表者の役職氏名】	代表取締役 渡辺 章博
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 パシフィックセンチュリープレイス丸の内30階
【電話番号】	03-6212-7100
【事務連絡者氏名】	財務IR室リーダー 加藤 雅也
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 パシフィックセンチュリープレイス丸の内30階
【電話番号】	03-6212-7100
【事務連絡者氏名】	財務IR室リーダー 加藤 雅也
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。 (注)平成20年2月26日をもって株式会社東京証券取引所において上場廃止となりました。

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次		第1期	第2期	第3期	第4期
決算年月		平成17年2月	平成18年2月	平成19年2月	平成20年2月
売上高	(百万円)	-	4,407	4,517	6,478
経常利益	(百万円)	-	2,896	2,146	2,379
当期純利益	(百万円)	-	1,713	1,427	1,666
純資産額	(百万円)	-	2,010	9,499	23,588
総資産額	(百万円)	-	3,543	10,265	24,970
1株当たり純資産額	(円)	-	116,275.36	49,352.65	55,927.95
1株当たり当期純利益金額	(円)	-	135,778.44	8,534.36	9,014.12
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	-	-	7,772.09	8,326.92
自己資本比率	(%)	-	56.7	88.9	41.4
自己資本利益率	(%)	-	24.5	25.6	17.1
株価収益率	(倍)	-	-	91.2	12.7
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	-	2,960	79	7,239
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	-	279	392	1,201
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	-	44	6,710	13,028
現金及び現金同等物の期末残高	(百万円)	-	2,895	9,133	13,706
従業員数	(人)	-	35	56	91

(注) 1. 当社は、第2期より連結財務諸表を作成しております。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第2期における潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

4. 第2期における株価収益率については、当社株式は非上場であったため記載しておりません。

5. 当社は平成18年5月8日付で株式1株につき10株の株式分割を行っております。

6. 第3期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

7. 第4期については、平成20年3月3日付のG C A サヴィアングループ株式会社を完全親会社とする当社とサヴィアン株式会社との共同株式移転により、当社は平成20年2月26日付で上場廃止となり、最終取引日である平成20年2月25日までの株価について算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第1期	第2期	第3期	第4期
決算年月		平成17年2月	平成18年2月	平成19年2月	平成20年2月
売上高	(百万円)	501	4,407	4,512	3,550
経常利益	(百万円)	135	2,897	2,499	1,330
当期純利益	(百万円)	72	1,714	1,357	773
資本金	(百万円)	45	116	3,312	3,312
発行済株式総数	(株)	8,000	15,552	184,920	184,920
純資産額	(百万円)	152	2,011	9,058	9,402
総資産額	(百万円)	485	3,544	9,760	9,730
1株当たり純資産額	(円)	19,116.69	116,356.92	48,983.63	50,847.38
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	- (-)	32,150.00 (-)	2,320.00 (-)	2,710.00 (-)
1株当たり当期純利益金額	(円)	59,295.53	135,892.35	8,118.70	4,183.75
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	(円)	-	-	7,393.56	3,864.80
自己資本比率	(%)	31.5	56.7	92.8	96.7
自己資本利益率	(%)	89.5	158.5	24.5	8.4
株価収益率	(倍)	-	-	95.8	27.4
配当性向	(%)	-	23.7	28.6	64.8
営業活動によるキャッ シュ・フロー	(百万円)	70	-	-	-
投資活動によるキャッ シュ・フロー	(百万円)	77	-	-	-
財務活動によるキャッ シュ・フロー	(百万円)	167	-	-	-
現金及び現金同等物の期 末残高	(百万円)	169	-	-	-
従業員数	(人)	9	35	42	8

- (注) 1. 当社は平成16年4月1日に設立したため、初年度である平成17年2月期より記載しております。また、第1期については、平成16年4月1日から平成17年2月28日までの11ヶ月決算となっております。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第1期については潜在株式が存在しないため記載しておりません。第2期については新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
4. 第1期及び第2期における株価収益率については、当社株式は非上場であったため記載しておりません。
5. 当社は平成18年5月8日付で株式1株につき10株の株式分割を行っております。
6. 第2期より連結財務諸表を作成することになり、連結キャッシュ・フロー計算書のみを作成しておりますので、第2期以降においては「営業活動によるキャッシュ・フロー」、「投資活動によるキャッシュ・フロー」、「財務活動によるキャッシュ・フロー」及び「現金及び現金同等物の期末残高」については、記載しておりません。
7. 第3期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

- 8 . 第 4 期については、平成20年 3 月 3 日付の G C A サヴィアングループ株式会社を完全親会社とする当社とサヴィア  
ン株式会社との共同株式移転により、当社は平成20年 2 月26日付で上場廃止となり、最終取引日である平成20年 2  
月25日までの株価について算定しております。



(1) M & A

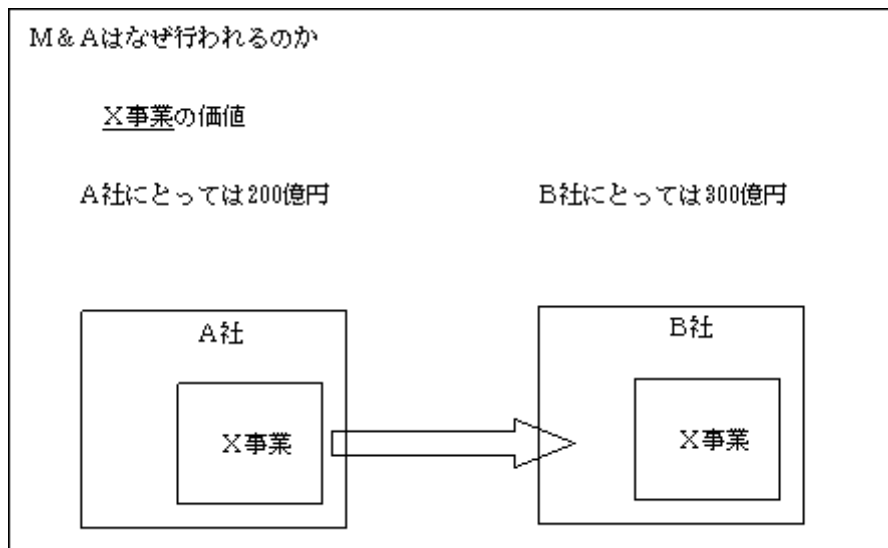
日本経済が回復から拡大基調へ向かう中で、M & Aが企業価値（\*）を高めるための手法として広がりを見せていることや、敵対的買収に対する防衛策を導入する企業が増加していることも、当社グループの事業規模拡大の背景となっております。

M & Aとは合併（Merger）と買収（Acquisition）の意味であり、具体的な手法としては、株式の買収、企業の合併、株式交換（\*）、会社分割（\*）、事業譲渡（\*）、公開買付（\*）、第三者割当増資（\*）などがあります。日本では近年、効率化・収益力の向上のためにM & Aが積極的に行われています。

企業がM & Aを行う動機には下記のようなものがあります。

- ・ 売上や事業規模の拡大を狙った“企業成長の動機”
- ・ 新分野への進出を狙った“事業多角化の動機”
- ・ 販売網や特定の技術者あるいは知的財産権の獲得を狙った“特定資産獲得の動機”
- ・ 中小企業においては“事業承継の動機”

1プラス1が3にも5にもなるといった相乗効果（シナジー）を狙った動機も、新分野への進出などの動機も“M & Aで時間を買う”ことは共通しております。こういったM & Aが成立する理由は、「企業価値の評価」にあります。すなわち、A社にとっては200億円の価値を持つX事業が、B社の事業として行うことにより300億円の価値を持つように変化することがあります。これが、M & Aが成立する原因です。企業経営における「選択と集中」の加速化、グローバル競争の激化により、M & Aを重要な経営戦略と考える企業経営者が増加しております。

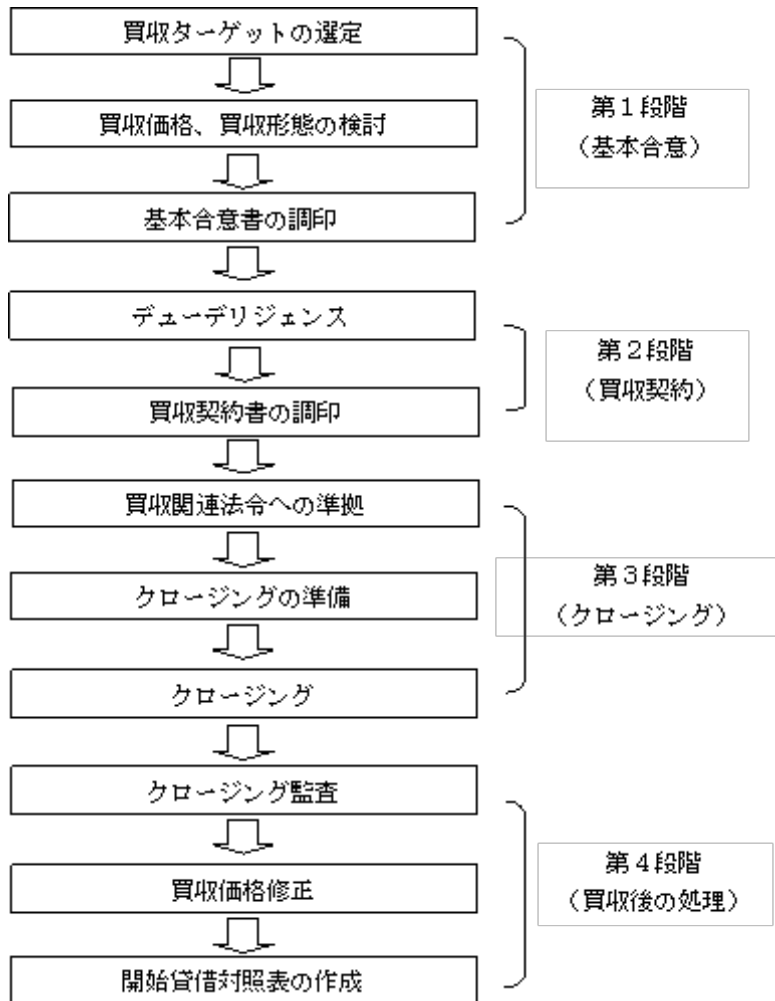


（注）独立系M & Aアドバイザーファームとは、どの資本系列にも属さずM & Aアドバイザー事業を主たる事業とし、周辺事業についても主たる事業と相乗効果がある事業だけを展開する事業組織であります。

（\*）を付した用語については、用語集をご参照ください。

(2) M & Aのプロセスとアドバイザリー業務の内容

当社グループではM & A取引へのアドバイザリー業務及び周辺事業を手掛けており、クライアントの利益最大化を目的とするために当事者の片側へのアドバイザリー業務を行うことを原則とし、買収企業側及び売却企業側の双方から報酬を得る業務（いわゆる仲介業務）は行っておりません。



一般的なケースにおけるM & Aの実務のプロセス（進行過程）は上の図のようになります。買収企業側のアドバイザーとして業務プロセスを説明すると以下の4段階に区分されます。

第1段階：買収作業の準備段階から売り手との基本合意書（\*）に達するまでの段階

- ・ 買収候補の絞り込み
- ・ 買収候補先から入手した情報の分析
- ・ 買収形態や買収資金調達方法の検討
- ・ 売り手側アドバイザーとの交渉、基本合意

第2段階：デューデリジェンス（\*）から契約締結まで

- ・ 財務、生産、販売、人事など企業活動全般を精査する最も重要な手続きがデューデリジェンスと言われるものです。
- ・ 買収価格、買収方法に関する交渉を行い、弁護士を交えて買収契約書（\*）を作成し締結することになります。

（\*）を付した用語については、用語集をご参照ください。

第3段階：契約締結からクロージング（\*）までの段階

- ・ 公正取引委員会への届出など関連法令に従った諸手続き
- ・ 資金調達から買収対価の支払い

第4段階：最終段階

通常、買収契約書にはクロージング日現在の貸借対照表に基づき買収価格を修正する条項があり買収価格の最終額が決定します。アドバイザーの業務は、買い手が新しい会社としてスタートすることで終了します。

M & Aにおけるアドバイザーの業務内容は上述のとおりですが、アドバイザーがその役割を果たすためには“経験”が重要な要素となります。案件規模の大きな上場企業の買収の際には、市場動向を把握しつつ適正な買収価格を算定するために市場の動きを熟知していなければなりません。一方、中小案件の場合には、売り手であるオーナー社長の売却後の生活保障や、自社に対する愛着や感傷を考慮しなければ取引が成立しないケースもあります。すなわち、M & Aのアドバイザーの役割とは、個別の状況に応じたソリューションを提供することです。また、アドバイザーには交渉の代理人としての機能があります。アドバイザーが中に入ることにより、当事者同士がお互いに冷静に経済合理性に基づいて交渉を進めることができるという大きなメリットがあります。

当社グループは独立系を維持することにより「For Client's Best Interest」という経営理念を実現できるものと考えております。そして、「経営理念の実現が当社グループの事業内容そのものである」とも考えております。決して短期的な利益は追求せず、顧客満足を最優先にすることが、当社グループの中長期的な発展に繋がるものと考えております。かかる経営方針に共鳴する人材が集うことにより、当社グループの事業はさらに社会へ貢献するものと考えております。

### (3) M & Aアドバイザーの顧客

当社の子会社であるG C A株式会社の顧客は、グローバルに事業展開を行う大手企業からオーナー系の中小企業まで幅広いものとなっております。M & Aアドバイザー業務は、業務の特性上、継続的に業務委託契約を受けることは期待しづらいといえます。しかしながら、設立以来の顧客の中で、約38%が平成20年2月期においても新たな案件でG C A株式会社をM & Aアドバイザーとして起用した実績があります。当社グループは、経営理念を達成するため、以下を実践し顧客からのリピート受注を獲得するようにしております。

アドバイザー業務の実行に際しては顧客本位で考えること。例えば、案件推進途中においても「顧客にとって案件成就がベストでない」と判断した場合には、「案件を中止するメリット」を的確にアドバイスすることを是とし、成功報酬の獲得を優先した案件成就を決して目指さないことであります。

かかる経営方針を全役職員に実践させるため、パートナー・ディレクター始め役職員個人毎に売上予算（ノルマ）を設定することはしておりません。個人別売上予算を設定した場合、予算達成が顧客満足度よりも優先することがあるからです。また、かかる経営方針は、着手金及び作業報酬等の基礎報酬で固定費を賄える経営体質づくりに努めていることから可能となっております。

ちなみに、「For Client's Best Interest」を経営理念としている当社グループでは、顧客からのリピート受注こそがその顧客満足度を示す証として捉えていることから、短期的な利益の追求である「個人別の収益獲得額」は評価対象としておりません。各人の経営理念実現に向けての貢献度を全役職員で360度評価し合う制度としております。それによって全役職員に経営理念の浸透がより一層図られるよう努めております。

（\*）を付した用語については、用語集をご参照ください。



G C A株式会社はアドバイザー契約締結に際し、下記を基準としております。

- ・ 案件金額の大小には拘らない
  - ・ 敵対的買収（\*）案件の買収側アドバイザーにはならない
  - ・ 反社会的勢力はいうまでもなく、少しでも正当性が欠如すると思われる案件のアドバイザーは引き受けない
- すなわち、G C A株式会社は売上金額（手数料金額）の大小で案件を選別するのではなく、売上金額の小さな案件であろうとも、その顧客にとって価値のある案件には全力で取組んでおります。

またG C A株式会社では、法人を対象とした有料会員組織「G C Aクラブ」を運営しております。

「G C Aクラブ」の設立目的は、規模の大小を問わず多くの企業にとって、M & Aが重要な経営の選択肢の一つとなってきた昨今の状況下、当社の代表取締役である渡辺章博、佐山展生など役職員が永年培ってきた知識や経験を基に「M & Aをより深く理解したいと考える方々が集い、知識を幅広く習得する場を提供すること」であり、平成20年2月末現在の会員数は、60社であります。当クラブ会員からの個別案件の問い合わせがG C A株式会社とのアドバイザー契約締結に至っているケースもあります。

#### (4) M & Aアドバイザーの報酬

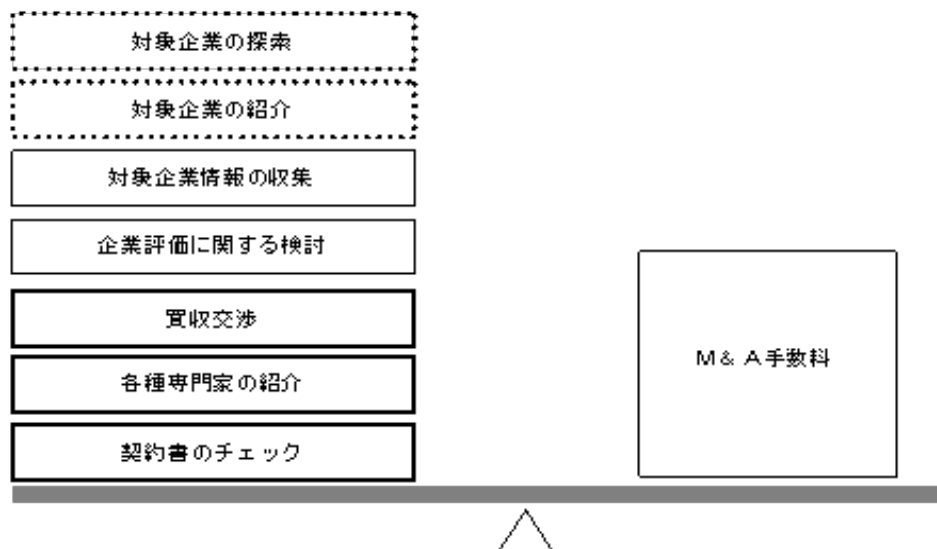
当社グループの売上は、主にM & Aアドバイザー業務委託契約に基づく基礎報酬（着手金、作業報酬、並びにリテイナー報酬（注）等）及び成功報酬によっております。アドバイザー案件は短いもので数ヶ月、長いもので1年超となりますが、案件の業務委託契約の締結時に収受するものが着手金、案件の進行に伴い作業時間に基づき請求するものが作業報酬、作業が終了し案件の成立したときに計上するものが成功報酬となっております。

（注）リテイナー報酬とは、通常のM & Aアドバイザー契約が具体的な個別のM & A案件を対象として行うものであるのに対し、M & A全般に関する初歩的な情報提供や助言などを一定期間顧客に提供することを受託するリテイナー契約に基づき受け取る報酬です。

アドバイザーの報酬のうち、相当部分は成功報酬として得られるもので、平成20年2月期の当社グループの売上高の概ね59%が成功報酬であります。成功報酬の算定方式としては、M & Aアドバイザー業界で一般的なガイドラインである「リーマン方式（\*）」に基づいております。

M & Aアドバイザー業務は、対象企業の探索から契約書のチェックまで多岐に渡っております。G C A株式会社の売上である「M & A手数料」は、かかる様々なサービスに対して顧客から受領するものであります。

#### （M & Aアドバイザーの役割）



（\*）を付した用語については、用語集をご参照ください

(5) ㈱メザニンでの新規事業について

M & A や M B O ( \* ) 等の案件成就の重要な要件の 1 つは、「ファイナンススキームの構築」です。特に昨今の案件では、エクイティファイナンス ( \* ) と銀行ローンなどの借入れの中間に位置する「メザニン投資 ( \* ) 」が、ファイナンススキーム実現のキーポイントともいえる状況となっております。

当社では㈱メザニンを設立し「メザニン投資事業」を開始できる体制を整え、平成20年4月末において165億円の投資を実行いたしました。メザニン投資を手掛ける機能をグループ内に持つことは、当社グループが提案するスキームの実現性を一層高め、顧客満足度の向上を目的とするものであります。

(参考) M & A 市場について

過去10年間、我が国のM & A 市場は飛躍的に拡大しております。日々の新聞にM & A 案件が掲載されない日はほとんどなく、よほどの大きな案件でなければM & A 案件が一面の記事として取り扱われることはないほど“通常”の企業活動となってきております。制度改革も急速に進み、平成9年度の商法改正での持株会社の解禁を皮切りに、平成11年度商法改正による株式交換・移転制度の導入、産業活力再生特別措置法 ( \* ) の制定、平成12年度商法改正による会社分割制度の導入、平成13年度の再編に関わる適格税制の導入、平成15年度の企業結合会計基準の公表、そして平成18年5月の会社法施行により我が国のM & A に関する法制度はほぼ欧米並みに整備されつつあります。

市場環境の変化が激しい今日、投資効率の高い事業に経営資源を集中する「選択と集中」を経営の縦軸とする企業にとって、アジリティ ( 俊敏さ ) という横軸も加えなければならなくなっております。この二つの要求を充たす戦略がM & A です。選択と集中のためには事業の購入・売却等が不可避であり、市場の変化のスピードについていくためには時間を買う買収がもっとも適しております。M & A について日本企業の経営者は従来「M & A は所詮マネーゲーム」といった冷めた目で見ることが多くありました。しかし、時代はもはやそのような経営スタイルの“美学”や“こだわり”を認容しなくなってきました。競争相手がM & A という近代兵器を駆使している以上、グローバル競争において勝ち残るにはM & A を活用しなければ、株主や従業員といった企業を取り巻くステークホルダーの期待に応えることができない結果になりかねないのです。これが、過去10年間に我が国企業が関与するM & A 市場が拡大している背景にあります。

( \* ) を付した用語については、用語集をご参照ください

(用語集)

以下につきましては、本稿に記載の用語だけでなく、M & Aアドバイザー業界への理解を促進するための用語についても掲載しております。

- (1) D C F分析・・・D C F (Discounted Cash Flow)法を用いた企業価値評価分析の手法のこと。D C F法は、事業が将来に生み出すキャッシュフローを当該事業のリスクや資本構成を考慮して決定した割引率で割り引いて現在価値に引きなおし当該事業の評価額とする方法。
- (2) E B I T・・・Earnings Before Interest and Taxの略。経常利益に支払利息を加算し、受取利息を控除して求める。利払い前の税引前当期利益のことで、税金・財務コストの控除前利益という意味合いをもつ。
- (3) F M V・・・Fair Market Valueの略。公正な取引が行われている市場において需要と供給の一致したときに成立しているまたは成立するであろう価格のこと。
- (4) L B O・・・Leveraged Buy Outの略。自己資金は少なくとも、買収をしようとする企業の資産や将来のキャッシュフローを担保として金融機関からの借入れを受けることによって企業を買収すること。
- (5) M B O・・・Management Buy Outの略。経営者や従業員が、自己資金は少なくとも買収をしようとする企業の資産や将来のキャッシュフローを担保として投資ファンド等からの出資や金融機関からの借入れ等を行うことによって、自社の株式や事業部門を買収し、会社から独立する手法のこと。
- (6) エクイティファイナンス・・・新株発行、転換社債型新株予約権付社債の発行等のように、株主資本の増加をもたらす資金調達のこと。発行会社から見ると、原則として返済期限のない資金調達であり、財務体質を強固にする効果がある。
- (7) カーブアウト・・・企業の中の特定の事業を切り出して独立させる際、当該事業をいったん独立子会社とした上で、その保有株式を市場に放出したり新株式を発行して自らの持株割合を希薄化させていく方法をとること。
- (8) グリーンメーラー・・・ターゲットにした企業もしくは関連企業等に高値で買い取らせることを目的に、当該企業の株式を買い集める敵対的買収者。グリーンメールの由来は、ドル紙幣の緑色とブラックメール(脅迫状)を連想させたもの。
- (9) クローニング・・・買収契約書の実行のこと。買い手から売り手に対して買収対価が支払われ、売り手は買い手に対し買収対象を引き渡す。
- (10) クロスボーダーM & A・・・国境を越えて行われる企業のM & Aのこと。国内企業同士で行われるM & Aに比べて、地理的な距離の問題や、法律や文化、商慣行の相違のためにより難しい案件が多い。
- (11) スピンオフ・・・企業の中の特定の事業を切り出して独立させる際、当該事業をいったん独立子会社とした上で、当該事業子会社の株式を親会社の株主に対して親会社の株式と交換する方法をとること。
- (12) デューデリジェンス・・・適正評価手続き。投資家が投資を行う際、もしくは金融機関が引受業務を行う際に、投資対象のリスク・リターンを適正に把握するために事前に実施する一連の調査のこと。
- (13) パーチェス会計・・・合併などの企業結合時の会計処理手法の一つで、被結合会社の資産と負債を公正価値で評価し、資本との差額をのれんとして計上する手法のこと。企業統合による包括継承を事業の一括購入とみなす考え方に基づいた会計処理手法である。

- (14) ポイズンピル・・・既存株主にあらかじめ新株予約権等を付与しておき、敵対的買収が起こった際に、それを行わせることにより買収者の持株比率を低下させたり、買収コストを増加させることで買収を困難にすることを目的とする防衛策の一つ。
- (15) ホワイトナイト・・・敵対的買収を仕掛けられた対象会社を買収者に対抗して友好的に買収または合併する会社のこと。白馬の騎士になぞらえてこのように呼ばれる。対象会社が、敵対的買収の際に自ら新たな買収者を選択することで敵対的買収者から身を守ることを目的とする。
- (16) メザニン投資・・・メザニンとは「中2階」の意味であり、通常融資と普通株の中間に位置する劣後債や優先株等へのミドルリスク・ミドルリターンへの投資のこと。米国では1980年代からM & Aの場面で積極的に活用されてきた。
- (17) リーマン方式・・・M & Aアドバイザー成功報酬のガイドライン。買収金額に応じて所定のレートに乗じて報酬金額を決定する。買収価格が大きくなればなるほどレートは低くなるように設定されている。
- (18) 会社分割・・・会社の事業を構成する権利義務を他の会社に包括的に承継することにより、会社を分割させる制度。この制度により、事業譲渡を利用するのに比べて簡単に営業を移転することができる。
- (19) 株式交換・・・ある株式会社が、対象会社を子会社にするための企業再編手法のひとつ。具体的には、子会社となる会社の株主に対して、その保有している株式を親会社となる会社の株式に交換すること。
- (20) 企業価値・・・企業の価値の総額で、事業価値の総和に非事業用資産の価値を加えたもの。事業価値とは、会社が行っている事業の価値の総和であり、非事業用資産とは、当該事業には供していない資産であり、売却処分しても事業価値に影響を与えない資産のこと。
- (21) 基本合意書・・・企業の合併や買収に際し、買い手と売り手が買収に関する基本合意に達した後、その合意内容を確認するための確認書。通常は法的拘束力のない書面であり、基本的合意事項に対する確認を行う。
- (22) 公開買付（TOB）・・・不特定かつ多数の人に対して、公告により会社の経営権の取得等を目的として、株券等の買付けの申込みまたは売付けの申込みの勧誘を行い、取引所有価証券市場外で株券等の買付けを行うこと。
- (23) 三角合併・・・会社を合併する際、消滅会社の株主に対して、存続会社の株式ではなく親会社の株式を交付して行う合併のこと。会社法では、消滅会社の株式の対価について存続会社の株式ではなく、現金その他の財産（親会社株式や外国会社の株式も含む）を用いてもよいことが明確化された。
- (24) 産業活力再生特別措置法・・・日本経済の生産性の伸び率が低下している状況を鑑み、低生産部門から高生産部門へ経営資源を円滑にシフトさせ、経営資源の効率的な活用を促すことを目的として、平成11年10月1日に施行された法律。企業が不採算部門からの撤退など事業再構築計画を所管官庁に提出して認定を受ければ、国の支援や税制上の優遇措置を受けることができる。
- (25) 事業譲渡・・・会社の事業の全部または一部を他の会社に譲渡すること。ここで「事業」とは、一定の目的のため組織化され、有機的一体として機能する財産・債務を指す。株式取得と異なり、譲渡する事業の内容について、会社間で自由に決定することができるため、事業の一部だけを譲渡することが可能となる。
- (26) 第三者割当増資・・・株主であるか否かを問わず、特定の第三者に新株を引き受けさせる増資のこと。通常、取引先、取引金融機関、自社の役職員などの縁故者を引受先とすることが多く、縁故募集ともいう。

- (27) 敵対的買収・・・買収者が、買収対象会社の取締役会の同意を得ないで買収を仕掛けること。買収者は、対象会社の経営権を支配できる議決権を取得するために、発行済株式総数の過半数、もしくは株主総会の特別決議を拒否できる3分の1超の取得を目指すことが多い。
- (28) 投資事業組合・・・投資家から資金を募り、出資を行うことを目的とした組合のこと。組合の組成方法としては、民法上の任意組合や投資事業有限責任組合法（通称ファンド法）の投資事業有限責任組合等が活用されてきた。
- (29) 買収契約書・・・買収価格及び買収条件に関する交渉の結果合意した条件を明文化した契約書。基本合意書の調印後に買い手側がデューデリジェンスを実施し、そこで判明した事項を基礎に条件交渉が行われる。
- (30) 秘密保持契約書・・・機密情報に触れる可能性のある者に対し、入手した情報を特定の目的以外に利用したり、第三者に漏洩したりしないことを約する契約書のこと。例えば、投資を予定している者がデューデリジェンスを行う際に、公表されていない企業情報などに触れることがあるため、それをデューデリジェンスの目的以外に用いないことを約するケースなどがある。
- (31) 優先株・・・種類株の一種で、他の株式に比べて優先的取扱いを受ける株式のこと。多くの場合、配当や会社清算時の残余財産を普通株に優先して受ける権利を有する一方、議決権に一定の制限が付された株式のことをいう。

## 4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有 割合(%)	関係内容
(連結子会社) G C A株式会社 (注)1, 5, 6	東京都 千代田区	20	M & Aアドバイザー 事業	100.0	経営指導等 役員の兼任あり
GCA America Corporation (注)4	米国デラ ウェア州	US\$2,000	M & Aアドバイザー 事業	100.0 (100.0)	経営指導等
株式会社メザニン	東京都 千代田区	15	メザニン ファンド事業	100.0	経営指導等 役員の兼任あり
株式会社デューデリジェ ンス	東京都 千代田区	50	デューデリジェンス 事業	100.0	経営指導等 役員の兼任あり
MCo1号投資事業有限責任 組合(注)2, 4	東京都 千代田区	14,414	投資事業	1.0 (1.0)	(株)メザニンの運営 ファンド
MCo2号投資事業有限責任 組合(注)2, 4	東京都 千代田区	37	投資事業	1.0 (1.0)	(株)メザニンの運営 ファンド

- (注)1. G C A株式会社は平成20年3月3日付でG C Aサヴィアン株式会社に変更しております。  
2. 持分は100分の50以下ですが、実質的に支配しているため子会社としたものであります。  
3. 有価証券届出書または有価証券報告書を提出している会社はありません。  
4. 議決権の所有割合欄の(内書)には間接所有の割合を記載しております。  
5. 特定子会社に該当しております。  
6. G C A株式会社については売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。  
主要な損益情報等 (1)売上高 3,456百万円  
(2)経常利益 1,329百万円  
(3)当期純利益 757百万円  
(4)純資産額 1,007百万円  
(5)総資産額 2,290百万円

## 5【従業員の状況】

## (1) 連結会社の状況

平成20年2月29日現在

事業部門の名称	従業員数(人)
M & Aアドバイザー事業	64
メザニンファンド事業	11
デューデリジェンス事業	8
全社(共通)	8
計	91

- (注)1. 従業員数は就業人員であります。  
2. 「全社」は当社の就業人員であります。  
3. 従業員数が当連結会計年度中において、35名増加したのは、主として業容拡大に伴う期中採用によるものであります。

## (2) 提出会社の状況

平成20年2月29日現在

従業員数(人)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
8	33.3	1.6	12,322

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。(出向者を除く)

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 従業員数が当期中において、34名減少いたしましたのは、会社分割によりM & Aアドバイザー事業に属する従業員を新設分割いたしましたG C A株式会社に移管したことによるものであります。

## (3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、サブプライム問題に端を発した金融市場の動揺や、原油価格の高騰から、アジア等を中心に世界の景気は拡大傾向にあるものの、世界経済には先行き不透明感が増しております。また、日本経済においては、企業収益の改善、民間設備投資の増加、雇用環境の改善等も見られ景気は緩やかな回復基調で推移したものの、原油高に起因した商品の値上げによる消費の減速懸念が増しております。

当連結会計年度のG C Aホールディングス株式会社の連結業績は、主要事業であるM & Aアドバイザー事業において前連結会計年度に続きメガ案件の成約及び案件数の増加により引き続き業績を伸ばすことができました。なかでも、米Citigroupによる株式会社日興コーディアルグループ（現日興シティホールディングス株式会社）の公開買付および米Citigroupによる普通株式を対価（三角株式交換）とした株式会社日興コーディアルグループ（現日興シティホールディングス株式会社）の完全子会社化（いずれも株式会社日興コーディアルグループへのアドバイザー）の案件を成約したことは、独立系としての強みを発揮できた案件であり、「独立系M & Aアドバイザーファーム」としての地位をさらに確固たるものとしたしました。また、株式会社リコーによる米国IBMのプリンター事業の買収（株式会社リコーへのアドバイザー）や株式会社ケンウッド及びスパークスインターナショナル（ホンコン）リミテッドによる日本ビクター株式会社の第三者割当増資の引受け（株式会社ケンウッドへのアドバイザー）等、クロスボーダー（海外案件）や難易度の高い案件を助言する体制が整ってきていることを内外に示すことができました。

一方、当連結会計年度は「投資の年」と位置づけており、今後ますます拡大する日本のM & A市場に対応すべく積極的な人材の採用を行っております。また、周辺事業拡大により「独立系M & Aアドバイザーファーム」から「独立系M & Aソリューショングループ（注）」へと発展するため、平成19年9月3日より持株会社の下でグループ形成を行いました。M & A周辺事業については、当連結会計年度にメザニン事業において2つの投資を実行いたしました。さらにエクイティ投資を行うインテグラル株式会社への投資を行いました。

以上のような活動により、当連結会計年度の業績は、売上高6,478百万円（前連結会計年度比43.4%増）、営業利益2,313百万円（前連結会計年度比2.7%増）、経常利益2,379百万円（前連結会計年度比10.9%増）、当期純利益1,666百万円（前連結会計年度比16.8%増）となりました。

なお、有料会員組織である「G C Aクラブ」（平成17年11月発足）におきましては、当連結会計年度末現在の会員数は60社となっております。

（注）独立系M & Aソリューショングループとは、どの資本系列にも属さずM & Aアドバイザー事業を主たる事業とし、周辺事業についても主たる事業と相乗効果がある事業を展開する事業組織であります。

#### (2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度における現金及び現金同等物は13,706百万円（前連結会計年度比4,572百万円の増加）となりました。各キャッシュ・フローは次のとおりであります。

##### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において営業活動の結果支出した資金は7,239百万円（前連結会計年度は79百万円の支出）となりました。これは、メザニンファンド連結により、メザニンファンドにて取得した営業投資有価証券が8,035百万円あったことによります。これを除外すると、営業活動によるキャッシュ・フローは796百万円の収入となります。これは主に、税金等調整前当期純利益2,378百万円を計上したものの、法人税等の支払額861百万円があったこと、売上債権の増加額が840百万円あったことによるものであります。

##### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において投資活動の結果使用した資金は1,201百万円（前連結会計年度は392百万円の支出）となりました。これは主に、持分法非適用関連会社であるインテグラル株式会社への投資等（投資有価証券の取得による支出）が1,006百万円あったこと、本社スペース拡張による敷金保証金の差し入れによる支出が98百万円あったこと等によるものであります。



(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において財務活動の結果得られた資金は13,028百万円(前連結会計年度は6,710百万円の収入)となりました。これは、メザニンファンドの投資家からの出資受入が13,455百万円あったものの、配当金の支払額427百万円があったことによるものであります。メザニンファンドの出資受入を除くと427百万円の支出となります。

2【販売の状況】

(1) 販売実績

前連結会計年度及び当連結会計年度の販売実績を内容別に示すと、次のとおりであります。

内容別	前連結会計年度 (自平成18年3月1日 至平成19年2月28日)	当連結会計年度 (自平成19年3月1日 至平成20年2月29日)
M & Aアドバイザー事業(百万円)	4,504	6,074
デューデリジェンス事業(百万円)	13	299
メザニンファイナンス事業(百万円)	-	105
合計(百万円)	4,517	6,478

(注) 1. 上記金額は連結上内部取引として相殺されております。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3. 基礎報酬：着手金、作業報酬(案件の進行に伴い作業時間に基づき請求)、リテイナー報酬等  
成功報酬：作業が終了し案件が成立したときに計上

4. 株式会社メザニン及び同社が運営する投資事業組合(2組合)を連結しております。株式会社メザニンが投資事業組合から収受する管理報酬等は連結上内部取引として相殺されております。

5. 前連結会計年度及び当連結会計年度の主要な販売先及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

前連結会計年度(自平成18年3月1日 至平成19年2月28日)

相手先	金額(百万円)	割合(%)
阪急ホールディングス株 (現阪急阪神ホールディングス株)	1,509	33.4
メルシャン株	452	10.0

当連結会計年度(自平成19年3月1日 至平成20年2月29日)

相手先	金額(百万円)	割合(%)
株式会社日興コーディアルグループ (現日興シティホールディングス株式 会社)	2,336	36.1

### 3【対処すべき課題】

平成20年3月3日付で当社及びサヴィアン株式会社の共同株式移転の方法により両社の完全親会社となる共同持株会社G C Aサヴィアングループ株式会社を設立いたしました。

独立系M & Aソリューショングループとして顧客利益を最優先とする「Trusted Advisor For Client's Best Interest」を経営理念とし、この経営理念を実現するため、下記を対処すべき課題として取り組んでおります。

#### (1) 人材の確保

独立系M & Aソリューショングループとして当社グループは、専門家集団の人的資本により成り立っており、事業を拡大する上で優秀な人材を確保することは、極めて重要な課題であると考えております。そのため今後につきましても、経験豊富で専門性の高いプロフェッショナルな人材の獲得に向けて積極的に活動し、経営資源である人材を十分かつ適時に確保し、各ドメイン事業に配分することにより資本効率の最大化を目指してまいります。

#### (2) 人材の育成及び品質の向上

独立系M & Aソリューショングループとして経営理念を実現するため、当社グループとして提供するサービスは絶えず最高の品質であるべきという考えを基に、日常的なOJT（オンザジョブトレーニング）に重点を置きながら、最新の専門知識の取得、法規制や会計制度の共有やプロジェクトにおけるベストプラクティスの共有を図るため、経験豊富なパートナー及びディレクターが中心となり社内セミナーを定期的で開催しております。この社内セミナーには外部の専門家の講師も招聘しております。

#### (3) 情報漏洩等

当社グループの事業にとって、企業情報並びに個人情報の管理は非常に重要であります。コーポレート・ガバナンスの強化を行っていくとともに、継続的に管理体制及びセキュリティ体制の見直しといった体制の強化に努めます。具体的には当社グループが保有する情報へのアクセス許可者の制限、外部侵入防止のためのセキュリティシステムの採用等、情報管理体制の強化により漏洩防止策を図っております。

#### 4【事業等のリスク】

当社は、平成20年3月3日付で株式移転により、当社の完全親会社となるG C Aサヴィアングループ株式会社を設立しております。以下において、当社の親会社であるG C Aサヴィアングループ株式会社（以下“当社”）の事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしも事業上のリスクに該当しない事項についても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する情報開示の観点から積極的に開示しております。なお、当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。本株式に関する投資判断は、以下の記載事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えられます。

なお、文中の将来に関する事項は、提出日（平成20年5月30日）現在において当社グループが判断したものであります。

##### (1) 当社グループの事業体制について

###### 小規模組織であることについて

当社グループは、平成20年5月30日現在、取締役5名（うち社外取締役1名）、監査役3名（うち非常勤監査役2名）、従業員187名と組織規模が小さく、内部管理体制や業務執行体制も当該組織規模に応じたものとなっております。当社グループは、より組織的な社内管理体制を整備・運用するように努めておりますが、適切かつ十分に組織的な対応ができるか否かは不確実であり、当社グループの事業遂行及び拡大に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループは今後とも外部からの採用と従業員の人材育成に努め、内部管理体制及び業務執行体制の強化を図る所存であります。急激な業務拡大が生じた場合、十分な人的・組織的対応が取れない可能性があります。さらに、今後の人員増加に伴い、先行して一時的に固定費負担が増加する場合も想定され、そうした場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

###### 主要メンバーへの依存について

当社グループにおいては、G C Aの創業メンバーである渡辺章博、佐山展生に加え、サヴィアのジェームズ・ピー・エイブリー、トッド・ジェイ・カーター等の主要メンバーが当社グループの経営方針及び事業戦略を決定するとともに、ビジネスモデルの構築から事業化に至るまで極めて重要な役割を果たしております。

このため、当社グループでは主要メンバーへの過度な依存を改善すべく、事業体制において全社的な組織の構築や人材の育成に努めております。今後、これらの諸施策に取り組むことや当社グループの実績を積み上げることにより、主要メンバーの知識や経験に過度に依存することなく、円滑に事業を遂行することが可能となると考えております。

しかしながら、当面は主要メンバーへの依存度が高いままの状態で見込まれます。現時点で主要メンバーが退任する予定はありませんが、主要メンバーが理由の如何に関わらず当社グループの業務を継続することが困難となった場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

###### 人材確保のリスクについて

当社グループは、各事業・各部署の中核的な人材としてその分野の経験者を配属し、少数精鋭の専門家集団の人的資本により成り立っております。優秀な人材を確保・育成することは、今後、当社グループが事業を拡大する上で重要であります。特に、M & Aアドバイザーとして経験豊富で専門性の高い人材は当社事業遂行上極めて重要であります。

従いまして、必要とする人材を十分かつ適時に確保できなかった場合、もしくは重要なプロフェッショナルの流出が発生した場合には、今後の事業展開も含めて事業拡大及び将来性に影響を与える可能性があります。

また、人材の獲得が順調に行なわれた場合でも、人件費、設備コスト等固定費が増加する事が想定され、その場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 当社グループの業績について

社歴が浅いことについて

当社グループの会社はどれも社歴が浅く、未だ経験していないトラブルが起こる可能性があります。また、当社グループを取り巻く外部環境やクライアントの動向等に影響を受ける懸念もあります。

そのため、当社グループの計画が予定どおりに進行しない可能性もあり、当社グループの過去の実績傾向がそのまま将来の業績を示すものではありません。

業績の推移及び大型案件の計上について

当社グループの業績は、設立第1期より黒字を計上いたしました。また、第2期以降においては人材獲得が順調に進んだことで、より多くの案件を手掛けられるようになったことに加え、一案件で10億円を超えるメガ案件成立による成功報酬が計上された要因も重なり引き続き増収となりました。

当社グループでは今後も継続的に業績の拡大に努める所存ですが、メガ案件の獲得やその金額により業績が大きく変動する可能性があります。

成功報酬への依存度について

当社グループの主要事業であるM&Aアドバイザー事業の売上高は主に、着手金や作業時間に応じて請求する作業報酬並びにリテイナー契約に基づくリテイナー報酬などの基礎報酬と案件が成約した場合にだけ受け取ることができる成功報酬から構成されております。よって、当社グループが取組むM&A案件が成約しなかった場合、当社グループの収益は減少することになります。当社グループは基礎報酬により会社経営に必要な固定費を概ねカバーできる体質となっておりますが、当社グループの収益性は成功報酬の多寡に大きく依存し、事業分野の多角化された大手金融機関に比較し、そのボラティリティは大きなものとなっております。

販売先の構成について

当社グループは、「Trusted Advisor For Client's Best Interest」という経営理念を忠実に履行するため提供するサービスの品質を重視していることから、クライアント（販売先）数は、設立以降、着実に増加しております。また当社グループの収益の大半は、個別のM&A案件毎に締結される業務委託契約によるものであり、長期にわたるリテイナー契約によるものではありません。よって、当社グループの収益性は長期にわたり確保されたものではありません。しかしながら、当社グループのクライアントはグローバルにビジネス展開を行っている大手企業が中心となっており、ビジネスは多岐にわたっております。また、有料会員組織であるG C Aクラブの拡大をはかっていることにより、クライアント数は今後拡大してくるものと予想しております。

しかしながら、上記予想に反した場合には販売先の拡大を図ることができず、当社グループの収益性が低下するリスクを内在しております。

### (3) 経営環境について

#### M & A市場のボラティリティについて

当社グループの主要事業であるM & Aアドバイザー事業は、日本においては、日本企業の収益力回復と共に、更なる事業拡大並びに企業価値向上を実現する手法として今後数年間は拡大し続けるものと思われます。また、北米においては、M & Aは経営戦略として定着しておりますが、引き続き重要な経営戦略として活用されていくと思われます。今後は、グローバルにビジネスを展開する企業において、クロスボーダー案件も増加してくるものと予想しております。よって、当社グループの事業基盤であるM & A市場が縮小するリスクは小さいものと考えております。しかしながら、米国においては、M & A市場は景気動向並びに金融情勢に大きく左右され、常にブームとその後の反動での市場の縮小といった歴史を繰り返しており、日本においても同様の事態が生じる可能性は考えられます。特に日本においては、今後数年間はM & A市場が縮小する可能性は低いと考えておりますが、当社の予想に反して日本において市場の縮小という事態が生じた場合、また米国の景気動向が悪化した場合には事業拡大を図ることができず、当社グループの収益性が低下するリスクを内在しております。

#### 法的規制について

日本においては、現時点では、当社グループの事業を制限する直接的な法的規制は存在しないと考えております。今後、当社グループの事業を直接的もしくは間接的に制限する法的規制がなされた場合、また、従来の法的規制の運用に変更がなされた場合には、当社グループの事業展開は制約を受け、当社グループの経営成績その他に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、米国においては、全米証券業協会（National Association of Securities Dealers, Inc.）の規則を含め、法的規制の適用を受けています。かかる規制への違反があった場合、課徴金等の罰則の適用がなされるのみならず、当社グループの信用が毀損し、当社グループの経営成績その他に重大な影響を及ぼす可能性があります。さらに米国における新たな法的規制及び新たな法的規制の運用により同様に当社グループの経営成績その他に重大な影響を及ぼす可能性が生じることも考えられます。

#### 競争環境について

米国においては、当社グループの主要事業であるM & Aアドバイザー事業は競争の厳しい分野であります。さらに近年、当社グループよりも広範なサービスの提供を可能とする大規模な競合他社が現れていること、また、当社グループと同規模の競合他社の数も増大していることから、今後も厳しい競争状況が続くと予想され、価格競争が激化する可能性があります。この場合、特に米国における当社グループの経営成績、収益性に重大な影響が生じる可能性があります。

### (4) 今後の事業展開について

#### メザニンファンドについて

当社の100%子会社である株式会社メザニンは、MBO等の様々なM & A案件においてメザニン投資を行うファンドとして、複数の機関投資家との間で投資事業有限責任組合契約を締結し、日本初の本格的な独立系メザニンファンドを運営（出資約束金総額は687億円）しております。同社は日本におけるメザニンファイナンス市場の飛躍的拡大に大きく貢献するものと期待しておりますが、ファンドからの投資が進まなかった場合、当社グループの経営成績その他に影響を及ぼす可能性があります。

#### 利益相反が生じた場合の影響について

株式会社メザニンは、M & A案件に係る資金調達においてメザニン投資を行う投資事業組合の運営・管理をしております。GCAサヴィアン株式会社は、独立系M & Aファームとして高度に専門化されたM & Aアドバイザー業務とメザニン投資資金提供者としての業務が相乗効果を発揮し、当社グループの業績拡大に多大な貢献をするにとどまらず、クライアントにとっても効率性を高め非常に価値の高いものになると考えております。しかしながら、グループ内に資金提供機能を保有することから、アドバイザーとしての当社グループが案件成立に対する有利な立場を利用してクライアントの利益よりも当社又は株式会社メザニンが運営するファンドに有利なスキームを構築することなどを杞憂し、クライアントがスキームの中立性を確保するために当社グループ以外のアドバイザーを起用する可能性があります。このような場合、当社が相乗効果を生むと考えている2つの事業が利益相反となり、M & Aアドバイザーとしてのビジネス機会を喪失することが考えられます。

上記に加え、GCAサヴィアン株式会社と平成20年3月3日付で当社の子会社となりましたGCA Savvian, Inc.が同様にM & Aアドバイザー事業に従事しているため、双方のクライアントの利益が対立し、いずれか又は両社のクライアントが当社グループの起用を避ける事態が生じる可能性があります。

### (5) 情報漏洩等に関するリスクについて

当社グループの事業にとって、企業情報並びに個人情報の管理は非常に重要であります。当社グループが保有する情報へのアクセス許可者の制限、外部侵入防止のためのセキュリティシステムの採用等情報管理体制の強化により、漏洩防止策を図っております。

しかしながら、何らかの原因により顧客情報が流出した場合、当社グループは信用を失うこととなり、当社グループの経営成績その他に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、情報漏洩に限らず、従業員による法令違反行為やクライアントとの契約に違反する行為によって当社グループの評判・信用を毀損し、当社グループの経営成績その他に重大な影響を及ぼす可能性があります。

#### (6) インサイダー取引について

当社グループは役職員による株式取引など、個別企業の業績動向に係る資金運用取引を規制しております。

しかしながら、大手金融機関においてもルール違反によるインサイダー取引が稀に発生し、大きな問題となっております。万が一、当社グループにおいて同様の問題が発生した場合、独立系M&Aアドバイザーファームとして築き上げたクライアントとの信頼関係に甚大なダメージが発生いたします。また、当社グループはM&Aアドバイザー事業及びその周辺事業に特化しているため、かかる問題が生じた場合、当社グループの経営に与える影響度は多角化された大手金融機関と比較し一層大きなものとなる可能性があります。

#### (7) ストックオプションの行使による株式の希薄化について

当社グループは、株主価値の向上を意識した経営の推進を図るとともに、当社グループの業績向上に対する役職員の士気を一層高めること等を目的として、ストックオプション（新株予約権）を付与しております。これは、旧商法の規定に基づき、対象となる役職員に対し、特に有利な条件をもって新株予約権を発行するものとして、旧G C A株式会社の株主総会において決議されたものであります。これらの新株予約権が行使された場合は、当社の1株当たりの株式価値は希薄化し、株価形成に影響を与える可能性があります。当社は、上記目的のもとに今後も役職員に対して新株予約権の付与を行うことを検討しておりますが、当該新株予約権の付与は、株式価値の希薄化を招く可能性があります。

#### (8) 海外での事業活動及び為替レートの変動

海外での事業活動には、通常、予期しない法律や規制の変更、産業基盤の脆弱性、人材の採用・確保の困難など、経済的に不利な要因の存在または発生、テロ・戦争・その他の要因による社会的または政治的混乱などのリスクが存在します。こうしたリスクが顕在化することによって、当社グループの海外での事業活動に支障が生じ、当社グループの業績及び将来計画に影響を与える可能性があります。また、当社グループの海外事業の現地通貨建ての項目は、換算時の為替レートにより円換算後の価値が影響を受ける可能性があります。短期及び中長期の予測を超えた為替変動が当社グループの業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

## 5【経営上の重要な契約等】

### (1) 会社分割による持株会社体制への移行

当社は、平成19年7月17日開催の取締役会において平成19年9月3日を効力発生日として持株会社体制へ移行すべく、当社のM & Aアドバイザー事業を新設会社であるG C A株式会社に新設分割（簡易分割）により移管することを決議いたしました。

会社分割に関する事項の概要は以下のとおりであります。

#### 会社分割の目的

本件分割による持株会社体制への移行は、各事業会社がM & Aアドバイザー事業並びに周辺事業をコア事業として、それぞれのドメインでの成長を加速させることが第一の目的です。

かかる移行によって当社は持株会社となり、当社の完全子会社としてM & Aアドバイザー事業を行う新設会社のほか、メザニンファンドの運営事業を行う株式会社メザニン及びデューデリジェンス事業を行う株式会社デューデリジェンスの各事業会社を擁することとなります。

また、持株会社体制への移行のもうひとつの目的は、拡大するM & Aマーケットにおいて多角的な事業展開を機動的に行い、クライアントへのサービスを一層戦略的に向上させることにより、企業価値の向上を目指し将来を見据えた体制整備を行うことにあります。

当社は、純粋持株会社への移行後、引き続き上場会社としての地位を継続するとともに、グループ全体の統一かつ柔軟な戦略策定、経営資源の最適配分、子会社における業務執行状況チェックなどの機能を担い、戦略的かつ明確な経営組織を整備することにより、グループとしての企業価値の最大化を目指してまいります。

#### 会社分割の方法

当社を分割会社とし、新設会社に本件事業を承継させる分社型新設分割方式といたします。本件事業の規模から会社法第805条に規定される株主総会の承認を得ない簡易分割といたします。

#### 分割期日

平成19年9月3日

#### 分割に際して発行する株式及び割当

新設会社は、本件分割に際して普通株式5,000株を発行し、その全てを当社へ割当交付いたします。

#### 新設会社の資本金の額等

資本金 20百万円 資本準備金 5百万円

#### 新設会社が承継する権利義務

新設会社は、分割期日における当社のM & Aアドバイザー事業に係る資産・負債及び権利義務並びに契約上の地位（本件M & Aアドバイザー事業に係る全従業員との雇用契約を含みます。）の全て（ただし、分割計画書において特段の定めがあるものを除きます。）を当社から承継いたします。

#### 新設会社に就任する役員

取締役 中村 正吾、加藤 裕康

監査役 井上 修

#### 分割するM & Aアドバイザー事業の経営成績

	平成19年2月期 (百万円)
売上高	4,512
売上総利益	3,235
営業利益	2,606

分割する資産、負債の状況（平成19年2月28日現在）

資産	金額（百万円）	資産	金額（百万円）
流動資産	251	流動負債	1
固定資産	-	固定負債	-
合計	251	合計	1

（注）効力発生日において、分割した資産及び負債の額につきましては、「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等  
(1) 連結財務諸表（企業結合等関係）」に記載しております。

(2) 共同株式移転による経営統合

当社は、平成19年11月1日開催の取締役会において、当社と日本法人であるサヴィアン株式会社との共同株式移転の方法により、両社の完全親会社となる共同持株会社G C Aサヴィアングループ株式会社を設立し、対等の精神で経営統合（Merger of Equals）することを決定し、Savvian, LLC（本社：米国カリフォルニア州、代表者：Todd J. Carter）との間で基本契約書を締結いたしました。

株式移転の内容

G C Aサヴィアングループ株式会社を完全親会社とする当社とサヴィアン株式会社との共同株式移転

株式移転の日

平成20年3月3日

株式移転の方法

G C Aサヴィアングループ株式会社が発行する普通株式336,219株のうち、株式移転の前日日の平成20年3月2日最終の株主名簿に記載または記録された株主に対して、184,920株は当社の株主に、151,299株はサヴィアン株式会社の株主に割当交付いたします。

株式移転比率

	当社	サヴィアン株式会社
株式移転比率	1.0	1.0



#### 株式移転比率の算定根拠

当社は、第三者機関であるフーリハン・ローキー株式会社をフィナンシャルアドバイザーに指名し、本株式移転比率に際しての株式移転比率の算定を依頼しました。フーリハン・ローキー株式会社は、両社の株式について、類似企業比準方式及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー（DCF）方式による分析をそれぞれ行いました。当社普通株式1株に対してG C Aサヴィアングループ株式会社の普通株式1株が割り当てられる場合に、サヴィアン株式会社普通株式1株に対して割り当てられるG C Aサヴィアングループ株式会社の普通株式の数は、類似企業比準方式では1.07株～1.62株、DCF方式では0.52株～1.15株となっております。

フーリハン・ローキー株式会社は、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を実施しておらず、第三者への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。両社から提出を受けた財務予測に関する情報は、両社の経営陣により現時点で可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成され提供されたことを前提としております。

当社及びSavvian, LLCは本株式移転比率を決定するにあたり、相手方へのデューデリジェンスを実施して専門家の報告書を取得し、相手方の状況について検討を行いました。また、当社は自社のバリュエーションチームによる分析に加えて、フーリハンによる分析と助言、その他様々な要因を総合的に勘案した上でSavvian, LLCと協議・交渉を行い、本株式移転比率を決定いたしました。

#### 株式移転完全親会社となる会社の概要

イ．商号 G C Aサヴィアングループ株式会社（英文：G C A Savvian Group Corporation）

ロ．事業内容 持株会社傘下のグループ企業全体の経営戦略を策定・統括し、グループの企業価値の最大化を図ります。

ハ．本店所在地 東京都千代田区

#### ニ．代表者及び役員

代表取締役 渡辺 章博

取締役 James B. Avery

取締役 佐山 展生

取締役 Todd J. Carter

社外取締役 米 正剛

監査役 井上 修

社外監査役 岩崎 二郎

社外監査役 永峰 潤

ホ．決算期 12月末日

ヘ．資本金 500百万円

ト．会計監査人 あずさ監査法人

チ．株主名簿管理人 住友信託銀行株式会社

## 6【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7【財政状態及び経営成績の分析】

### (1) 重要な会計方針及び見積もり

当社グループの財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたっては、経営者により一定の会計基準の範囲内で見積もりが行われている部分があり、資産・負債や収益・費用の数値に反映されております。これらの見積もりについては、継続して評価し、必要に応じて見直しを行っておりますが、見積もりに不確実性が伴うため、実際の結果は、これらとは異なることがあります。

### (2) 財政状態の分析

#### 資産の部

当連結会計年度末の総資産は24,970百万円（前連結会計年度比14,705百万円の増加）であります。主な流動資産は、現金及び預金12,706百万円、営業投資有価証券8,035百万円であり、流動資産比率は93.3%であります。主な固定資産は、投資有価証券1,008百万円であり、固定資産比率は6.7%であります。

#### 負債の部

当連結会計年度末の総負債は1,381百万円（前連結会計年度比616百万円の増加）であります。主な流動負債は、未払法人税等885百万円であり、負債比率は5.6%であります。

#### 純資産の部

当連結会計年度末の純資産は23,588百万円であり、自己資本比率は41.4%であります。

### (3) 経営成績の分析

#### 売上高

当連結会計年度の売上高は6,478百万円（前連結会計年度比43.4%の増加）となりました。主な内訳は、業務委託契約締結による着手金や作業時間に応じて請求する作業報酬、並びに個別案件によらないリタイナー契約に基づくリタイナー報酬等による基礎報酬が2,246百万円、案件の成立等による成功報酬が3,828百万円、デューデリジェンスに関する売上高が299百万円、メザニンファイナンス事業に関する売上高が105百万円となっております。

#### 営業利益

売上原価2,666百万円（前連結会計年度比75.3%の増加）、販売費及び一般管理費1,498百万円（前連結会計年度比101.3%の増加）を計上した結果、当連結会計年度の営業利益は2,313百万円（前連結会計年度比2.7%の増加）となりました。売上原価の主なものは人件費であり、販売管理費の主なものは支払手数料及び地代家賃であります。

#### 営業外損益

営業外収益は75百万円、営業外費用は9百万円となりました。営業外収益の主なものは受取利息45百万円であります。

#### 経常利益

当連結会計年度の経常利益は2,379百万円（前連結会計年度比10.9%の増加）となりました。

#### 特別損益

特別損失は0百万円となりました。これは器具備品による固定資産除売却損0百万円によるものであります。

#### 当期純利益

以上の結果、当連結会計年度の当期純利益は1,666百万円（前連結会計年度比16.8%の増加）となりました。1株当たり当期純利益は9,014円12銭となりました。

### (4) 流動性及び資金の源泉

「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フロー」に記載のとおりであります。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

特記すべき事項はありません。

#### 2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

##### (1) 提出会社

平成20年2月29日現在

事業所名 (所在地)	事業の種類別 名称	設備の内容	帳簿価額			従業員数 (人)
			建物及び構築 物(百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
本社 (東京都千代田区)	全社	本社設備	164	111	275	8

- (注) 1. 帳簿価額の金額には、消費税等を含めておりません。  
 2. 帳簿価額のうち「その他」は、器具備品であります。  
 3. 提出会社の本社事務所は賃借しております。

##### (2) 国内子会社

該当事項はありません。

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

##### (1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

##### (2) 重要な改修

該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	620,000
計	620,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成20年2月29日)	提出日現在発行数(株) (平成20年5月30日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	184,920	184,920	非上場	-
計	184,920	184,920	-	-

(注) 平成20年2月26日をもって東京証券取引所(マザーズ)において、上場廃止となりました。

なお、平成20年3月3日付で当社の完全親会社であるG C Aサヴィアングループ株式会社の株式を東京証券取引所(マザーズ)において、新規上場しております。

## (2) 【新株予約権等の状況】

旧商法の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成17年11月21日臨時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成20年2月29日)	提出日の前月末現在 (平成20年4月30日) (注)5
新株予約権の数(個)	420(注)2	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	-
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,200(注)2,3	-
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)1	1,900(注)3	-
新株予約権の行使期間	自平成19年12月1日 至平成27年10月31日	-
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,900 資本組入額 950 (注)3	-
新株予約権の行使の条件	(注)4	-
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。	-
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 発行日後、次の( )又は( )の事由が生ずる場合、行使価額は、それぞれ次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)により、調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数はこれを切り上げる。

( ) 当社普通株式につき株式分割又は株式併合が行われる場合、

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

( ) 当社が時価(ただし、当社の株式の公開前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。)を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(ただし、新株予約権の行使の場合を除く。)

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2. 退職により権利を喪失した従業員の新株予約権の個数は除外しております。

3. 平成18年5月8日付をもって普通株式1株を10株に分割しております。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 当社普通株式にかかる株券が、いずれかの証券取引所に上場された場合(「株式の公開」という。)に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
- (2) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (3) その他の細目については当社と新株予約権割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。

5. 当社が発行した新株予約権は、平成20年3月3日付のG C A サヴィアングループ株式会社を完全親会社とする共同株式移転の日をもって消滅し、同日当該新株予約権の新株予約権者に対してこれに代わるG C A サヴィアングループ株式会社の新株予約権を同様の条件にて交付しております。なお、平成20年4月30日現在のG C A サヴィアングループ株式会社の新株予約権の数は420個、新株予約権の目的となる株式の数は4,200株であります。

平成18年2月28日臨時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成20年2月29日)	提出日の前月末現在 (平成20年4月30日) (注)5
新株予約権の数(個)	1,105(注)2	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	-
新株予約権の目的となる株式の数(株)	11,050(注)2,3	-
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)1	1,900(注)3	-
新株予約権の行使期間	自平成20年3月1日 至平成28年1月31日	-
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,900 資本組入額 950 (注)3	-
新株予約権の行使の条件	(注)4	-
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。	-
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 発行日後、次の( )又は( )の事由が生ずる場合、行使価額は、それぞれ次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)により、調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数はこれを切り上げる。

( ) 当社普通株式につき株式分割又は株式併合が行われる場合、

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

( ) 当社が時価(ただし、当社の株式の公開前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。)を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(ただし、新株予約権の行使の場合を除く。)

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2. 内定辞退及び退職により、権利を喪失した内定者及び従業員の新株予約権の個数は除外しております。

3. 平成18年5月8日付をもって普通株式1株を10株に分割しております。

4. 新株予約権の行使の条件

(1) 当社普通株式にかかる株券が、いずれかの証券取引所に上場された場合(「株式の公開」という。)に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

(3) その他の細目については当社と新株予約権割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。

5. 当社が発行した新株予約権は、平成20年3月3日付のG C A サヴィアングループ株式会社を完全親会社とする共同株式移転の日をもって消滅し、同日当該新株予約権の新株予約権者に対してこれに代わるG C A サヴィアングループ株式会社の新株予約権を同様の条件にて交付しております。なお、平成20年4月30日現在のG C A サヴィアングループ株式会社の新株予約権の数は1,105個、新株予約権の目的となる株式の数は11,050株であります。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成16年4月1日 (注)1	1,000	1,000	10	10	-	-
平成17年2月18日 (注)2	7,000	8,000	35	45	35	35
平成17年9月30日 (注)3	7,500	15,500	71	116	71	106
平成17年12月6日 (注)4	52	15,552	0	116	0	106
平成18年5月8日 (注)5	139,968	155,520	-	116	-	106
平成18年10月5日 (注)6	24,000	179,520	2,608	2,725	2,608	2,715
平成18年10月5日 (注)7	5,400	184,920	586	3,312	586	3,302
平成19年6月26日 (注)8	-	184,920	-	3,312	2,474	828

- (注) 1. 会社設立 1,000株  
発行価格 10,000円  
資本組入額 10,000円  
発起人 渡辺章博
2. 有償株主割当増資 7,000株  
発行価格 10,000円  
資本組入額 5,000円  
割当先 渡辺章博、佐山展生、山本礼二郎、加藤裕康
3. 有償第三者割当増資 7,500株  
発行価格 19,000円  
資本組入額 9,500円  
割当先 渡辺章博、佐山展生、山本礼二郎、加藤裕康、他5名
4. 有償第三者割当増資 52株  
発行価格 19,000円  
資本組入額 9,500円  
割当先 G C A 従業員持株会
5. 株式分割(1:10)によるものであります。
6. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)  
発行価格 217,375円  
資本組入額 108,688円  
払込金総額 5,217百万円
7. 有償第三者割当増資(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)  
割当先 日興シティグループ証券株式会社  
発行価格 217,375円  
資本組入額 108,688円  
払込金総額 1,173百万円
8. 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振替えたものであります。

## (5)【所有者別状況】

平成20年2月29日現在

区分	株式の状況								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	11	16	114	38	2	8,198	8,379	-
所有株式数(株)	-	10,270	1,353	1,260	7,099	4	164,934	184,920	-
所有株式数の割合(%)	-	5.6	0.7	0.7	3.8	0.0	89.2	100.0	-

(注)「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、9株含まれております。

## (6)【大株主の状況】

平成20年2月29日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
渡辺 章博	東京都世田谷区	37,356	20.2
佐山 展生	東京都世田谷区	37,356	20.2
山本 礼二郎	神奈川県鎌倉市	31,888	17.2
加藤 裕康	東京都世田谷区	16,400	8.9
益戸 宣彦	東京都世田谷区	4,000	2.2
林 啓之	東京都杉並区	4,000	2.2
福谷 尚久	東京都文京区	4,000	2.2
高橋 元	東京都東久留米市	4,000	2.2
野村信託銀行株式会社 (信託口)	東京都千代田区大手町2丁目2番2号	4,000	2.2
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	2,464	1.3
計	-	145,464	78.8

(注)上記野村信託銀行株式会社の所有株式数4,000株及び日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の所有株式数2,464株は、信託業務に係る株式数であります。



## (7) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成20年2月29日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 184,920	184,920	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	184,920	-	-
総株主の議決権	-	184,920	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が9株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が9個含まれております。

## 【自己株式等】

平成20年2月29日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

## (8) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

(平成17年11月21日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成17年11月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員21名(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 従業員21名は、退職者を除いた人数であります。

(平成18年2月28日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成18年2月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社役員(監査役を含む)及び従業員等40名(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 当社役員(監査役を含む)及び従業員等40名は、内定辞退者及び退職者を除いた人数であります。

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

### (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

### (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

## 3【配当政策】

利益配分につきましては、経営基盤の強化と拡大する事業機会を迅速かつ確実に捉えるために十分な内部留保金を維持することを考慮しつつ、クライアントに株主重視を推奨する独立系M&Aソリューショングループとして株主への利益還元を重視しております。なお、配当につきましては、期末発行済株式数による1株当たり当期純利益(連結)の30%を配当の基準としており、期末配当の年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

当社は、「取締役会の決議により、毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる」旨を定款に定めております。

また、「会社法第459条第1項の規程に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる。」旨を定款に定めております。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、さらには、グローバル戦略の展開を図るために有効投資してまいりたいと考えております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成20年4月15日 取締役会決議	501	2,710

#### 4【株価の推移】

##### (1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第1期	第2期	第3期	第4期
決算年月	平成17年2月	平成18年2月	平成19年2月	平成20年2月
最高(円)	-	-	1,080,000	938,000
最低(円)	-	-	224,000	334,000

(注)1. 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

なお、平成18年10月6日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

2. 当社は平成16年4月1日に設立したため、初年度である平成17年2月期より記載しております。また、第1期については、平成16年4月1日から平成17年2月28日までの11ヶ月決算となっております。

3. 第4期については、平成20年3月3日付のG C Aサヴィアングループ株式会社を完全親会社とする当社とサヴィアン株式会社との共同株式移転により、当社は平成20年2月26日付で上場廃止となり、最終取引日である平成20年2月25日までの株価について記載しております。

なお、平成20年3月3日の株式移転の日をもって当社の完全親会社となるG C Aサヴィアングループ株式会社の株式を東京証券取引所マザーズにおいて新規上場しております。

##### (2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成19年9月	10月	11月	12月	平成20年1月	2月
最高(円)	495,000	640,000	705,000	645,000	484,000	534,000
最低(円)	354,000	470,000	503,000	439,000	361,000	450,000

(注)1. 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

2. 平成20年3月3日付のG C Aサヴィアングループ株式会社を完全親会社とする当社とサヴィアン株式会社との共同株式移転により、当社は平成20年2月26日付で上場廃止となり、最終取引日である平成20年2月25日までの株価について記載しております。

なお、平成20年3月3日の株式移転の日をもって当社の完全親会社となるG C Aサヴィアングループ株式会社の株式を東京証券取引所マザーズにおいて新規上場しております。

## 5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役	パートナー	渡辺 章博	昭和34年2月18日生	昭和55年10月 平和監査法人入所 昭和57年5月 Peat Marwick Mitchell & Co. (現KPMG LLP) ニューヨーク事務所入所 平成2年7月 同所パートナー就任 平成6年7月 KPMGコーポレートファイナンス(株) 代表取締役就任 平成15年4月 グローバルコーポレートアドバイザー設立 代表取締役就任 平成16年4月 当社設立 代表取締役パートナー就任(現任) 平成17年10月 (株)メザニン設立 取締役就任(現任) 平成18年12月 (株)デューデリジェンス設立 代表取締役就任 平成19年12月 サヴィアン(株) 代表取締役就任 平成19年12月 MCo(株)設立 取締役就任(現任) 平成20年3月 G C A サヴィアングループ(株)設立 代表取締役パートナー就任(現任)	(注)4	37,356
代表取締役	パートナー	中村 正吾	昭和33年6月22日生	昭和56年4月 住友生命保険相互会社入社 昭和63年11月 国際証券(株)(現三菱UFJ証券(株))入社 平成16年11月 三菱証券(株)(現三菱UFJ証券(株)) 財務開発第一部長就任 平成18年4月 当社入社 パートナー就任 平成18年5月 当社取締役パートナー就任 平成19年5月 (株)デューデリジェンス 取締役就任(現任) 平成19年9月 G C A(株)設立 代表取締役パートナー就任(現任) 平成20年3月 当社代表取締役パートナー就任(現任)	(注)4	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	パートナー	佐山 展生	昭和28年12月3日生	昭和51年4月 帝人(株)入社 昭和62年7月 (株)三井銀行(現(株)三井住友銀行)入行 平成11年1月 ユニゾン・キャピタル(株) 代表取締役就任 平成16年4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科 助教授就任 平成16年4月 当社設立 代表取締役パートナー就任 平成17年4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科 教授就任(現任) 平成17年10月 (株)メザニン設立 取締役就任(現任) 平成20年3月 G C Aサヴィアングループ(株)設立 取締役パートナー就任(現任) 平成20年3月 インテグラル(株) 代表取締役就任(現任)	(注) 4	37,356
取締役 (注) 1		米 正剛	昭和29年7月8日生	昭和56年4月 弁護士登録 昭和62年7月 森綜合法律事務所(現森・濱田松本法律事務所)入所 平成元年1月 同事務所パートナー就任(現任) 平成16年4月 当社監査役就任 平成17年9月 (株)バンダイナムコホールディングス 取締役就任(現任) 平成17年9月 当社取締役就任(現任) 平成20年3月 G C Aサヴィアングループ(株)設立 取締役就任(現任)	(注) 4	(注) 3

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役		井上 修	昭和9年5月22日生	昭和32年4月 富士写真フイルム㈱入社 平成元年1月 同社取締役就任 平成9年6月 同社専務取締役就任 平成10年6月 同社代表取締役専務就任 平成12年6月 同社顧問就任 平成17年9月 当社常勤監査役就任(現任) 平成18年1月 ㈱メザニン監査役就任(現任) 平成18年12月 ㈱デューデリジェンス 監査役就任(現任) 平成19年9月 G C A㈱設立 監査役就任(現任) 平成19年12月 MCo㈱設立 監査役就任(現任) 平成20年3月 G C Aサヴィアングループ ㈱設立 監査役就任(現任)	(注)5	-
監査役 (注)2		須藤 修	昭和27年1月24日生	昭和55年4月 弁護士登録 東京八重洲法律事務所(現あさひ・狛法律事務所)入所 平成11年6月 須藤・高井法律事務所設立 パートナー就任(現任) 平成17年9月 ㈱パンダイナムコホールディングス 監査役就任(現任) 平成18年2月 当社監査役就任	(注)5	-
監査役 (注)2		露木 正人	昭和38年12月2日生	平成元年1月 港監査法人(現あずさ監査法人)入所 平成6年9月 KPMG Hanadi Sudjendro & Rekan 出向 平成9年10月 ビートマーウィック㈱(現KPMG税理士法人)入社 平成11年10月 露木公認会計士事務所所長(現任) 平成19年5月 当社監査役就任	(注)6	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役 (注)2		岩崎 二郎	昭和20年12月6日生	昭和49年4月 T D K(株)入社 平成4年6月 同社経営企画室長 平成8年6月 同社取締役人事教育部長 平成10年6月 同社常務取締役記録メディア事業本部長 平成14年6月 同社取締役常務執行役員 アドミニストレーショングループゼネラル・マネージャー(現任) 安全環境担当(現任) 平成18年6月 同社取締役専務執行役員(現任) 平成20年3月 G C Aサヴィアングループ(株)設立 監査役就任(現任) 平成20年3月 当社監査役就任(現任)	(注)7	-
監査役 (注)2		永峰 潤	昭和32年3月10日生	昭和55年8月 等松・青木監査法人(現監査法人トーマツ)入所 昭和59年4月 等松トウシュロコンサルティング(現アビームコンサルティング)入社 昭和62年4月 バンカーストラスト銀行(現ドイツ銀行)入社 平成元年9月 永峰公認会計士事務所設立代表就任(現任) 平成20年3月 G C Aサヴィアングループ(株)設立 監査役就任(現任) 平成20年3月 当社監査役就任(現任)	(注)7	-
計						74,712

- (注)1. 取締役米正剛は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役須藤修、露木正人、岩崎二郎及び永峰潤は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役米正剛は、当社株式4,000株を野村信託銀行株式会社に信託しており、同社の名義で株主名簿に記載されております。
4. 平成20年5月29日選任後、1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結まで。
5. 平成18年5月30日選任後、4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結まで。
6. 平成19年5月23日選任後、4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結まで。
7. 平成20年3月3日選任後、4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結まで。

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社は、「Trusted Advisor For Client's Best Interest」という経営理念の具現化をコーポレート・ガバナンス体制確立の骨格と考えております。すなわち、クライアントの利益最大化に貢献することが、当社企業価値の最大化に繋がるものと考えております。そのために、経営の透明性を高め、公正性、独立性を確保することを通じて、企業価値の持続的な向上を図ることをコーポレート・ガバナンスの基本方針としております。

### (1) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

#### 会社の機関の内容

##### a．取締役会

取締役会は4名の取締役（うち社外取締役1名）で構成されております。各取締役の役割分担・責任を明確にしたうえで、効率的な監督体制を整えております。定時取締役会は、月1回開催しており、監査役も出席しております。なお、重要案件が生じた場合には、随時臨時取締役会を開催しております。

##### b．パートナー制度

当社は、株式会社として取締役による監督体制を整えると共に、プロフェッショナル・ファームとしての特性を活かすためパートナー制度を採用しております。パートナーとは、当社グループの事業に関し豊富な経験と高度なスキルを有している者であり、当社経営理念の具現化に強くコミットできる者であります。クライアントの依頼に基づきM&Aアドバイザリー業務等を行う現場においては、様々な状況に的確に対応し、クライアントの利益最大化を図る対応策を瞬時に提示することが必要です。当社がクライアントから業務委託を受ける個別案件全てに、担当パートナーを設置しております。担当パートナーは、個別案件毎に組成されるプロジェクトチームを率い、その担当する案件に全責任を持つこととなります。

##### c．代表取締役の役割分担について

当社は、取締役に社長・常務といった一般的な呼称は採用しておらず、上記パートナー制度との併用の中で、各取締役が各々の業務を責任を持って遂行しております。

##### d．リージョナルエグゼクティブコミッティー

リージョナルエグゼクティブコミッティーは、パートナー全員により構成されており、原則月2回開催し、グループ経営並びに重要情報の伝達、情報交換及び協議を行っております。

##### e．監査役制度

当社は、常勤監査役1名と非常勤監査役2名により監査役会を構成しており、監査機能の維持強化に取り組んでおります。

##### f．社外取締役の専従スタッフ

当社は、社外取締役の専従スタッフは配置しておりませんが、必要に応じて財務IR室が適宜対応しております。

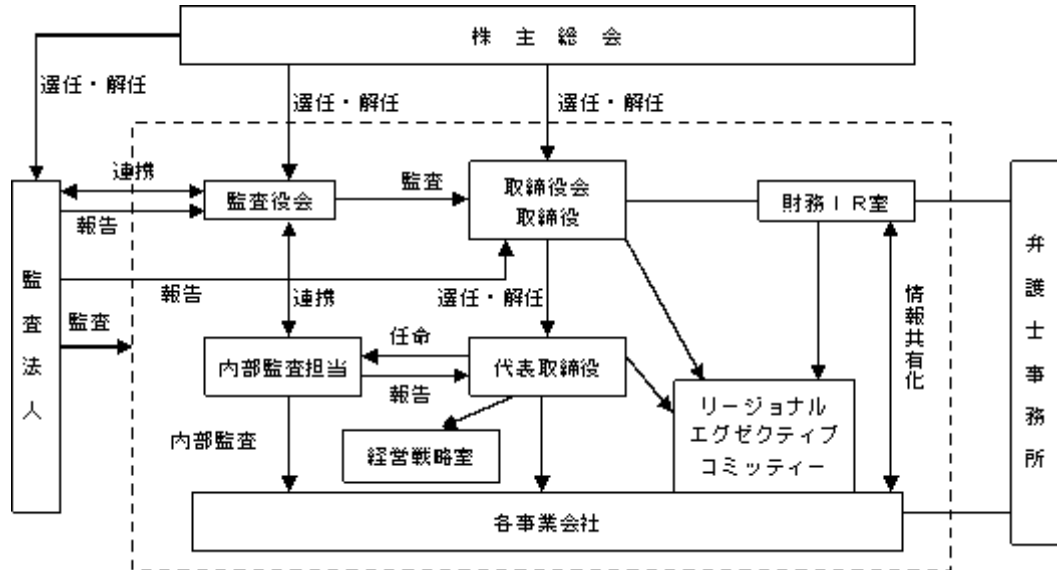
##### g．弁護士・監査法人等その他第三者の状況

弁護士・監査法人等その他第三者からは、業務上の必要に応じ、適宜アドバイス・指導を受けております。



h. 業務執行・監視の仕組み

当社の業務執行・監視の仕組みは、下図のとおりです。



内部統制システムの整備の状況

社内規程につきましては、法令の改正や内部統制機能の整備等の動向に対応し、随時関連規程の整備をしております。また、内部監査を計画的に実施しております。

内部監査及び監査役監査の状況

a. 内部監査

当社は、代表取締役直轄で内部監査担当者を任命し、計画的な内部監査を実施しております。これにより、業務の効率性改善や不正取引の発生防止につとめ、内部統制の充実及びコンプライアンスの強化をはかっております。

b. 監査役監査

監査役会は、協議した監査計画に基づき、取締役会その他の重要会議への出席、重要文書の閲覧、ヒアリング及び実地調査等の方法により取締役の業務執行の業務監査及び会計監査を行っております。また、監査の実施にあたっては、監査法人及び内部監査担当との連携に留意するとともに、三者間の情報共有化による効率的な監査の遂行に努めております。

会計監査の状況

当社は、あずさ監査法人の会計監査を受けております。期末に偏ることなく、期中においても必要に応じた監査を受けております。なお、業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成等は以下のとおりです。

業務を執行した公認会計士の氏名	所属する監査法人
酒井 弘行	あずさ監査法人
山田 治彦	

継続関与年数につきましては、全員7年以内であるため記載を省略しております。

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 3名 会計士補等 6名

## 社外取締役及び社外監査役との関係

当社と社外取締役及び社外監査役との人的関係、資本関係、取引関係、その他の利害関係はありません。

### (2) リスク管理体制の整備の状況

当社は、「Trusted Advisor For Client's Best Interest」という経営理念のもと、当社グループ全社員が高い社会的倫理観に立ち、社会的規範や、法令、並びに社内規程を遵守するコンプライアンスを徹底しております。そのために、当社グループ全社員参加のミーティングを毎週行い、コンプライアンス及び当社を取り巻くリスク情報を共有しております。また、重要な法務に関しては、必要に応じて弁護士に相談しております。

### (3) 役員報酬の内容

当事業年度において、当社の取締役及び監査役に対して支払った報酬は、以下のとおりであります。

取締役に対して支払った報酬 357百万円

監査役に対して支払った報酬 21百万円

なお、上記の取締役及び監査役に対して支払った報酬のうち、社外役員に対して支払った報酬は16百万円であります。上記の他、使用人兼務取締役の使用人給与相当額（賞与を含む）が25百万円あります。

### (4) 監査報酬の内容

当事業年度において、公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬は22百万円であります。

### (5) 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。

### (6) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は1,200万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

### (7) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、累積投票による取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

### (8) 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めています。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、機動的な資本政策及び配当政策を図ることを目的とするものです。

### (9) 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式の取得をすることができる旨を定款に定めております。これは経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

### (10) 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役及び監査役の損害賠償責任を、法令の限度において、総株主の同意によらず取締役会の決議により免除することができる旨を定款に定めています。これは、取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものです。

(11)株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

## 第5【経理の状況】

### 1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度（平成18年3月1日から平成19年2月28日まで）は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度（平成19年3月1日から平成20年2月29日まで）は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成18年3月1日から平成19年2月28日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成19年3月1日から平成20年2月29日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前連結会計年度（平成18年3月1日から平成19年2月28日まで）の連結財務諸表及び前事業年度（平成18年3月1日から平成19年2月28日まで）の財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当連結会計年度（平成19年3月1日から平成20年2月29日まで）の連結財務諸表及び当事業年度（平成19年3月1日から平成20年2月29日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

## 1【連結財務諸表等】

## (1)【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成19年2月28日)		当連結会計年度 (平成20年2月29日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
流動資産					
1.現金及び預金		9,133		12,706	
2.売掛金		455		1,295	
3.有価証券		-		1,000	
4.営業投資有価証券		-		8,035	
5.たな卸資産		12		21	
6.繰延税金資産		67		148	
7.その他		38		85	
流動資産合計		9,706	94.6	23,293	93.3
固定資産					
1.有形固定資産	1				
(1)建物及び構築物		161		164	
(2)その他		106		111	
有形固定資産合計		267	2.6	275	1.1
2.無形固定資産		0	0.0	15	0.0
3.投資その他の資産					
(1)投資有価証券	2	2		1,008	
(2)繰延税金資産		22		11	
(3)その他		265		364	
投資その他の資産合計		289	2.8	1,385	5.6
固定資産合計		558	5.4	1,676	6.7
資産合計		10,265	100.0	24,970	100.0

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成19年2月28日)		当連結会計年度 (平成20年2月29日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
流動負債					
1. 未払法人税等		393		885	
2. 賞与引当金		40		88	
3. その他		275		386	
流動負債合計		709	6.9	1,359	5.5
固定負債					
1. 長期未払費用		55		22	
固定負債合計		55	0.6	22	0.1
負債合計		765	7.5	1,381	5.6
(純資産の部)					
株主資本					
1. 資本金		3,312	32.3	3,312	13.2
2. 資本剰余金		3,302	32.2	3,302	13.2
3. 利益剰余金		2,511	24.4	3,749	15.0
株主資本合計		9,126	88.9	10,364	41.4
評価・換算差額等					
1. 為替換算調整勘定		-	-	21	0.0
評価・換算差額等合計		-	-	21	0.0
少数株主持分		373	3.6	13,246	53.0
純資産合計		9,499	92.5	23,588	94.4
負債純資産合計		10,265	100.0	24,970	100.0

## 【連結損益計算書】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自平成18年3月1日 至平成19年2月28日)			当連結会計年度 (自平成19年3月1日 至平成20年2月29日)			
		金額(百万円)		百分比 (%)	金額(百万円)		百分比 (%)	
売上高	1		4,517	100.0		6,478	100.0	
売上原価			1,521	33.7		2,666	41.2	
売上総利益			2,996	66.3		3,811	58.8	
販売費及び一般管理費			744	16.5		1,498	23.1	
営業利益			2,252	49.8		2,313	35.7	
営業外収益								
1.受取利息			8			45		
2.消費税等免税益			-			26		
3.その他			2	10	0.3	3	75	1.1
営業外費用								
1.株式交付費		25			-			
2.公開関連費用		89			-			
3.創立費		0			8			
4.その他		0	116	2.6	1	9	0.1	
経常利益			2,146	47.5		2,379	36.7	
特別損失	2							
1.固定資産除売却損		112			0			
2.本社移転費用		35	147	3.3	-	0	0.0	
税金等調整前当期純利益			1,998	44.2		2,378	36.7	
法人税、住民税及び事業税		1,021			1,364			
法人税等調整額		22	1,043	23.1	70	1,294	20.0	
少数株主損失			472	10.5		582	9.0	
当期純利益			1,427	31.6		1,666	25.7	

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自平成18年3月1日至平成19年2月28日）

区分	株主資本				少数株主 持分	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	株主資本 合計		
平成18年2月28日残高 (百万円)	116	106	1,786	2,010	-	2,010
連結会計年度中の変動額						
新株の発行	3,195	3,195		6,390		6,390
剰余金の配当(注)			499	499		499
役員賞与(注)			201	201		201
当期純利益			1,427	1,427		1,427
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額(純額)				-	373	373
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	3,195	3,195	725	7,116	373	7,489
平成19年2月28日残高 (百万円)	3,312	3,302	2,511	9,126	373	9,499

(注) 平成18年5月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当連結会計年度（自平成19年3月1日至平成20年2月29日）

区分	株主資本				評価・換算 差額等		少数株主 持分	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	株主資本 合計	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成19年2月28日残高 (百万円)	3,312	3,302	2,511	9,126	-	-	373	9,499
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当			429	429				429
当期純利益			1,666	1,666				1,666
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額(純額)					21	21	12,873	12,851
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	-	-	1,237	1,237	21	21	12,873	14,088
平成20年2月29日残高 (百万円)	3,312	3,302	3,749	10,364	21	21	13,246	23,588



## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

		前連結会計年度 (自平成18年3月1日 至平成19年2月28日)	当連結会計年度 (自平成19年3月1日 至平成20年2月29日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>			
税金等調整前当期純利益		1,998	2,378
減価償却費		63	85
固定資産除売却損		112	0
本社移転費用		35	-
賞与引当金の増加額(減少額)		0	47
受取利息		8	45
営業投資有価証券の減少額(増加額)		-	8,035
株式交付費		25	-
売上債権の減少額(増加額)		256	840
たな卸資産の減少額(増加額)		6	9
その他		143	4
小計		1,822	6,422
利息及び配当金の受取額		8	45
法人税等の支払額		1,910	861
営業活動によるキャッシュ・フロー		79	7,239
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>			
有形固定資産の取得による支出		257	88
有形固定資産の除売却による収入		14	-
投資有価証券の取得による支出		-	1,006
長期前払費用の取得による支出		4	4
敷金保証金の差入による支出		251	98
敷金保証金の解約による収入		106	-
その他		0	3
投資活動によるキャッシュ・フロー		392	1,201

		前連結会計年度 (自平成18年3月1日 至平成19年2月28日)	当連結会計年度 (自平成19年3月1日 至平成20年2月29日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
財務活動によるキャッシュ・フロー			
株式の発行による収入		6,364	-
少数株主からの出資受入額		845	13,455
配当金の支払額		499	427
財務活動によるキャッシュ・フロー		6,710	13,028
現金及び現金同等物に係る換算差額		-	14
現金及び現金同等物の増加額		6,238	4,572
現金及び現金同等物の期首残高		2,895	9,133
現金及び現金同等物の期末残高	1	9,133	13,706

## 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前連結会計年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社</p> <p>すべての子会社及び投資事業組合を連結しております。</p> <p>連結子会社の数 2社</p> <p>連結子会社の名称</p> <p>株式会社メザニン</p> <p>株式会社デューデリジェンス</p> <p>投資事業組合の数 2組合</p> <p>投資事業組合の名称</p> <p>MCo1号投資事業有限責任組合</p> <p>MCo2号投資事業有限責任組合</p> <p>株式会社デューデリジェンスは新規に設立したことにより、また、MCo1号投資事業有限責任組合及びMCo2号投資事業有限責任組合は新規に組成したことにより、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。</p> <p>-</p>	<p>(1) 連結子会社</p> <p>下記の子会社及び投資事業組合を連結しております。</p> <p>連結子会社の数 4社</p> <p>連結子会社の名称</p> <p>G C A 株式会社</p> <p>株式会社メザニン</p> <p>株式会社デューデリジェンス</p> <p>GCA America Corporation</p> <p>投資事業組合の数 2組合</p> <p>投資事業組合の名称</p> <p>MCo1号投資事業有限責任組合</p> <p>MCo2号投資事業有限責任組合</p> <p>GCA America Corporationは新規に設立したことにより、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。G C A 株式会社は簡易新設分割により当連結会計年度より連結の範囲に含めております。</p> <p>(2) 主要な非連結子会社</p> <p>非連結子会社の数 1社</p> <p>非連結子会社の名称</p> <p>MCo株式会社</p> <p>(連結範囲から除いた理由)</p> <p>非連結子会社は、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。</p>
2. 持分法の適用に関する事項	-	<p>持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称等</p> <p>MCo株式会社</p> <p>インテグラル株式会社</p> <p>(持分法を適用しない理由)</p> <p>持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であるため、持分法の適用範囲から除外しております。</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)
3. 連結子会社の決算日等に関する事項	<p>株式会社メザニン及び株式会社デューデリジェンスの決算日は、連結決算日と一致しております。</p> <p>連結範囲に含めているMCo1号投資事業有限責任組合及びMCo2号投資事業有限責任組合の決算日は12月31日であります。</p> <p>連結財務諸表の作成に当たって、これらの投資事業組合については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。</p>	<p>G C A株式会社、株式会社メザニン、株式会社デューデリジェンス及びGCA America Corporationの決算日は、連結決算日と一致しております。</p> <p>連結範囲に含めているMCo1号投資事業有限責任組合及びMCo2号投資事業有限責任組合の決算日は12月31日であります。</p> <p>連結財務諸表の作成に当たって、これらの投資事業組合については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。</p>
4. 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法  (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法	<p>有価証券            その他有価証券            時価のないもの            移動平均法による原価法によっております。</p> <p>たな卸資産            仕掛品            個別法による原価法によっております。</p> <p>有形固定資産            定率法によっております。            なお、主な耐用年数は以下のとおりです。            建物及び構築物 8年～15年            器具備品 3年～15年</p>	<p>有価証券            その他有価証券            時価のないもの            (営業投資有価証券及び内国法人が発行する譲渡性預金を含む) 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>たな卸資産            同左</p> <p>有形固定資産            同左</p>

項目	前連結会計年度 (自平成18年3月1日 至平成19年2月28日)	当連結会計年度 (自平成19年3月1日 至平成20年2月29日)
<p>(3) 重要な繰延資産の処理方法</p> <p>(4) 重要な引当金の計上基準</p> <p>(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準</p> <p>(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項</p>	<p>無形固定資産 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p> <p>株式交付費</p> <p>支出時に全額費用として処理しております。</p> <p>創立費 支出時に全額費用として処理しております。</p> <p>貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に備えて、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。</p> <p>-</p> <p>消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>無形固定資産 同左</p> <p>株式交付費 -</p> <p>創立費 同左</p> <p>貸倒引当金 同左</p> <p>賞与引当金 同左</p> <p>外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 在外子会社の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。</p> <p>消費税等の会計処理 同左</p>
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。	同左
6. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左

## 会計処理の変更

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)</p>
<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当連結会計年度より、「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。 これによる当連結会計年度の損益に与える影響はありません。</p> <p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。 従来の資本の部の合計に相当する金額は9,126百万円であります。 なお、連結財務諸表規則の改正により、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、改正後の連結財務諸表規則により作成しております。</p> <p>(繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い) 当連結会計年度より、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年8月11日 実務対応報告第19号)を適用しております。 これによる当連結会計年度の損益に与える影響はありません。</p>	<p>(減価償却資産の減価償却の方法) 当連結会計年度から、法人税法の改正(「所得税法等の一部を改正する法律(法律第6号 平成19年3月30日)」及び「法人税法施行令の一部を改正する政令(政令第83号 平成19年3月30日)」)に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。この変更の損益に与える影響は軽微であります。</p>

## 表示方法の変更

前連結会計年度 (自平成18年3月1日 至平成19年2月28日)	当連結会計年度 (自平成19年3月1日 至平成20年2月29日)
	(連結貸借対照表関係) 前連結会計年度において「現金及び預金」に含めていた「譲渡性預金」について、連結財務諸表等規則ガイドラインの改正により内国法人の発行する譲渡性預金の預金証書等の扱いが変更されたのを受け、当連結会計年度より「有価証券」に含めて表示しております。 なお、前連結会計年度の「現金及び預金」に含まれている「有価証券」は1,000百万円であります。

## 注記事項

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成19年2月28日)	当連結会計年度 (平成20年2月29日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 42百万円	1 有形固定資産の減価償却累計額 125百万円 2 非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりであります。 投資有価証券(株式) 1,006百万円

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自平成18年3月1日 至平成19年2月28日)	当連結会計年度 (自平成19年3月1日 至平成20年2月29日)
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。  役員報酬 84百万円 賞与引当金繰入額 6 給料手当 100 地代家賃 110 支払手数料 83	1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。  役員報酬 233百万円 賞与引当金繰入額 10 支払手数料 281
2 固定資産除売却損は、建物及び構築物92百万円、その他19百万円であります。	2 固定資産除売却損は、その他0百万円であります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成18年3月1日 至平成19年2月28日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	15,552	(注)169,368	-	184,920
合計	15,552	169,368	-	184,920

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加169,368株は、平成18年5月8日付をもって普通株式1株につき10株に分割したことによる増加139,968株、平成18年10月6日に東京証券取引所マザーズ市場へ株式上場したことによる公募及び第三者割当増資による増加29,400株によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成18年5月30日 定時株主総会	普通株式	499百万円	32,150円	平成18年2月28日	平成18年5月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成19年5月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	429百万円	2,320円	平成19年2月28日	平成19年5月24日



当連結会計年度（自平成19年3月1日 至平成20年2月29日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	184,920	-	-	184,920
合計	184,920	-	-	184,920

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成19年5月23日 定時株主総会	普通株式	429百万円	2,320円	平成19年2月28日	平成19年5月24日

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成20年4月15日 取締役会	普通株式	利益剰余金	501百万円	2,710円	平成20年2月29日	平成20年5月30日

## (連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自平成18年3月1日 至平成19年2月28日)	当連結会計年度 (自平成19年3月1日 至平成20年2月29日)
1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年2月28日現在)	1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年2月29日現在)
(百万円)	(百万円)
現金及び預金 9,133	現金及び預金 12,706
現金及び現金同等物 9,133	有価証券勘定(譲渡性預金) 1,000
	現金及び現金同等物 13,706

(リース取引関係)

前連結会計年度(自平成18年3月1日 至平成19年2月28日)及び当連結会計年度(自平成19年3月1日 至平成20年2月29日)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

前連結会計年度(平成19年2月28日)

時価評価されていない主な有価証券の内容

	連結貸借対照表計上額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	2
計	2

当連結会計年度(平成20年2月29日)

時価評価されていない主な有価証券の内容

	連結貸借対照表計上額(百万円)
関係会社株式	
非上場株式	1,006
その他有価証券	
営業投資有価証券に属するもの	
非上場株式	8,035
投資有価証券に属するもの	
非上場株式	2
その他	
譲渡性預金	1,000
計	10,044

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自平成18年3月1日 至平成19年2月28日)及び当連結会計年度(自平成19年3月1日 至平成20年2月29日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自平成18年3月1日 至平成19年2月28日)及び当連結会計年度(自平成19年3月1日 至平成20年2月29日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自平成18年3月1日 至平成19年2月28日)

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成17年ストック・オプション	平成18年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 26名	当社の監査役 2名 当社の従業員等 43名
ストック・オプション数(注)1	普通株式 5,670株(注)2	普通株式 12,390株(注)2
付与日	平成17年11月21日	平成18年4月28日
権利確定条件	東京証券取引所マザーズ市場への上場日(平成18年10月6日)から2年を経過するまで継続して勤務していること	東京証券取引所マザーズ市場への上場日(平成18年10月6日)から2年を経過するまで継続して勤務していること
対象勤務期間	東京証券取引所マザーズ市場への上場日(平成18年10月6日)から2年を経過した日まで	東京証券取引所マザーズ市場への上場日(平成18年10月6日)から2年を経過した日まで
権利行使期間	平成19年12月1日から 平成27年10月31日まで	平成20年3月1日から 平成28年1月31日まで

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

2. 平成18年5月8日付で株式1株につき10株の株式分割を行っており、株式分割後の株数を記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成17年ストック・オプション	平成18年ストック・オプション
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	5,670	-
付与	-	12,390
失効	1,340	1,230
権利確定	-	-
未確定残	4,330	11,160
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

(注) 平成18年5月8日付で株式1株につき10株の株式分割を行っており、株式分割後の株数を記載しております。

## 単価情報

	平成17年ストック・オプション	平成18年ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1,900	1,900
行使時平均株価 (円)	-	-
公正な評価単価(付与日)(円)	-	-

(注) 平成18年5月8日付で株式1株につき10株の株式分割を行っており、株式分割後の権利行使価格を記載しております。

当連結会計年度(自平成19年3月1日 至平成20年2月29日)

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成17年ストック・オプション	平成18年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 26名	当社の監査役 2名 当社の従業員等 43名
ストック・オプション数(注)1	普通株式 5,670株(注)2	普通株式 12,390株(注)2
付与日	平成17年11月21日	平成18年4月28日
権利確定条件	東京証券取引所マザーズ市場への上場日(平成18年10月6日)から2年を経過するまで継続して勤務していること	東京証券取引所マザーズ市場への上場日(平成18年10月6日)から2年を経過するまで継続して勤務していること
対象勤務期間	東京証券取引所マザーズ市場への上場日(平成18年10月6日)から2年を経過した日まで	東京証券取引所マザーズ市場への上場日(平成18年10月6日)から2年を経過した日まで
権利行使期間	平成19年12月1日から 平成27年10月31日まで	平成20年3月1日から 平成28年1月31日まで

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 平成18年5月8日付で株式1株につき10株の株式分割を行っており、株式分割後の株数を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成17年ストック・オプション	平成18年ストック・オプション
権利確定前（株）		
前連結会計年度末	4,330	11,160
付与	-	-
失効	130	110
権利確定	-	-
未確定残	4,200	11,050
権利確定後（株）		
前連結会計年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

（注）平成18年5月8日付で株式1株につき10株の株式分割を行っており、株式分割後の株数を記載しております。

単価情報

	平成17年ストック・オプション	平成18年ストック・オプション
権利行使価格（円）	1,900	1,900
行使時平均株価（円）	-	-
公正な評価単価（付与日）（円）	-	-

（注）平成18年5月8日付で株式1株につき10株の株式分割を行っており、株式分割後の権利行使価格を記載しております。

## (税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成19年2月28日)	当連結会計年度 (平成20年2月29日)																														
<p>1. 繰延税金資産の主な原因別内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">未払事業税</td> <td style="text-align: right;">35百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">16百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">15百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産(流動)小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">67百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">22百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産(固定)小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">22百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">90百万円</td> </tr> </table>	未払事業税	35百万円	賞与引当金	16百万円	その他	15百万円	繰延税金資産(流動)小計	67百万円	その他	22百万円	繰延税金資産(固定)小計	22百万円	繰延税金資産合計	90百万円	<p>1. 繰延税金資産の主な原因別内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">未払事業税</td> <td style="text-align: right;">81百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">34百万円</td> </tr> <tr> <td>未払費用</td> <td style="text-align: right;">17百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">15百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産(流動)小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">148百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">11百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産(固定)小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">11百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">160百万円</td> </tr> </table>	未払事業税	81百万円	賞与引当金	34百万円	未払費用	17百万円	その他	15百万円	繰延税金資産(流動)小計	148百万円	その他	11百万円	繰延税金資産(固定)小計	11百万円	繰延税金資産合計	160百万円
未払事業税	35百万円																														
賞与引当金	16百万円																														
その他	15百万円																														
繰延税金資産(流動)小計	67百万円																														
その他	22百万円																														
繰延税金資産(固定)小計	22百万円																														
繰延税金資産合計	90百万円																														
未払事業税	81百万円																														
賞与引当金	34百万円																														
未払費用	17百万円																														
その他	15百万円																														
繰延税金資産(流動)小計	148百万円																														
その他	11百万円																														
繰延税金資産(固定)小計	11百万円																														
繰延税金資産合計	160百万円																														
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率 (調整)</td> <td style="text-align: right;">40.69%</td> </tr> <tr> <td>投資事業組合連結による損益</td> <td style="text-align: right;">9.72%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">1.82%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">52.22%</td> </tr> </table>	法定実効税率 (調整)	40.69%	投資事業組合連結による損益	9.72%	その他	1.82%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	52.22%	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率 (調整)</td> <td style="text-align: right;">40.69%</td> </tr> <tr> <td>投資事業組合連結による損益</td> <td style="text-align: right;">10.07%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">3.65%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">54.41%</td> </tr> </table>	法定実効税率 (調整)	40.69%	投資事業組合連結による損益	10.07%	その他	3.65%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	54.41%														
法定実効税率 (調整)	40.69%																														
投資事業組合連結による損益	9.72%																														
その他	1.82%																														
税効果会計適用後の法人税等の負担率	52.22%																														
法定実効税率 (調整)	40.69%																														
投資事業組合連結による損益	10.07%																														
その他	3.65%																														
税効果会計適用後の法人税等の負担率	54.41%																														

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自平成18年3月1日 至平成19年2月28日)及び当連結会計年度(自平成19年3月1日 至平成20年2月29日)

M & Aアドバイザー事業の売上高、営業利益及び資産の金額の合計額は、全セグメントの売上高、営業利益及び資産の金額の合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自平成18年3月1日 至平成19年2月28日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成19年3月1日 至平成20年2月29日)

本邦の売上高、営業利益及び資産の金額の合計額は、全セグメントの売上高、営業利益及び資産の金額の合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前連結会計年度(自平成18年3月1日 至平成19年2月28日)及び当連結会計年度(自平成19年3月1日 至平成20年2月29日)

海外売上高が、連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

【関連当事者との取引】

前連結会計年度(自平成18年3月1日 至平成19年2月28日)及び当連結会計年度(自平成19年3月1日 至平成20年2月29日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自平成18年3月1日 至平成19年2月28日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成19年3月1日 至平成20年2月29日)

共通支配下の取引等

当社は、平成19年7月17日開催の取締役会において、平成19年9月3日を効力発生日として持株会社体制へ移行すべく、当社のM&Aアドバイザー事業を新設会社であるG C A株式会社に新設分割(簡易分割)により移管することを決議いたしました。

1. 結合当事企業または対象となった事業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業または対象となった事業の名称及びその事業の内容

当社が営むM&Aアドバイザー事業の全て

(2) 企業結合の法的形式及び結合後企業の名称

当社を分割会社とし、新たに設立するG C A株式会社(連結子会社)を新設会社とする分社型新設分割方式。

(3) 会社分割の目的

本件分割による持株会社体制への移行は、各事業会社がM&Aアドバイザー事業並びに周辺事業をコア事業として、それぞれのドメインでの成長を加速させることが第一の目的です。

当該移行によって当社は持株会社となり、当社の完全子会社としてM&Aアドバイザー事業を行う新設会社のほか、メザニンファンドの運営事業を行う株式会社メザニン及びデューデリジェンス事業を行う株式会社デューデリジェンスの各事業会社を擁することとなります。

また、持株会社体制への移行のもうひとつの目的は、拡大するM&Aマーケットにおいて多角的な事業展開を機動的に行い、クライアントへのサービスを一層戦略的に向上させることにより、企業価値の向上を目指し将来を見据えた体制整備を行うことにあります。

当社は、純粋持株会社への移行後、引き続き上場会社としての地位を継続するとともに、グループ全体の統一かつ柔軟な戦略策定、経営資源の最適配分、子会社における業務執行状況チェックなどの機能を担い、戦略的かつ明確な経営組織を整備することにより、グループとしての企業価値の最大化を目指してまいります。

(4) 会社分割取引の概要

新設会社は、本件分割に際して普通株式5,000株を発行し、その全てを当社へ割当交付いたしました。分割交付金の支払いはありません。

新設会社は、効力発生日における当社の本件事業に係る資産・負債及び権利義務並びに契約上の地位(本件事業に係る全従業員との雇用契約を含みます。)の全て(ただし、本件分割に係る平成19年7月17日付分割計画書において特段の定めがあるものを除きます。)を当社から承継いたします。なお、本件分割における債務の承継については、重畳の債務引受の方法によります。

当社及び新設会社は、新設分割の効力発生日以降において弁済期が到来する当社及び新設会社の債務について、本件分割に際して発行される新設会社の株式が全て当社に割り当てられること、及び、新設会社が承継する資産及び負債の額はそれぞれ269百万円及び19百万円であり、資産の額が負債の額を上回ることから、いずれも履行の見込みに問題はないと判断しております。

2. 実施した会計処理の概要

連結財務諸表上の会計処理

当該会社分割は、共通支配下の取引に該当するため、内部取引として全て消去しております。したがって、当該会計処理が連結財務諸表に与える影響はありません。



## ( 1株当たり情報 )

前連結会計年度 (自平成18年3月1日 至平成19年2月28日)		当連結会計年度 (自平成19年3月1日 至平成20年2月29日)	
1株当たり純資産額	49,352.65円	1株当たり純資産額	55,927.95円
1株当たり当期純利益金額	8,534.36円	1株当たり当期純利益金額	9,014.12円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	7,772.09円	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	8,326.92円
<p>当社は平成18年5月8日付で株式1株につき10株の株式分割を行っております。当連結会計年度の1株当たり純利益金額の算定につきましては、株式分割が期首に行われたものとして算出しております。</p>			

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎

	前連結会計年度 (平成19年2月28日)	当連結会計年度 (平成20年2月29日)
純資産の部の合計(百万円)	9,499	23,588
純資産の部の合計から控除する金額 (百万円)	373	13,246
(うち少数株主持分)(百万円)	(373)	(13,246)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	9,126	10,342
期末の普通株式の数(株)	184,920	184,920

(注) 2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成18年3月1日 至平成19年2月28日)	当連結会計年度 (自平成19年3月1日 至平成20年2月29日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額(百万円)	1,427	1,666
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額 (百万円)	1,427	1,666
期中平均株式数(株)	167,224	184,920
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	16,401	15,261
(うち新株予約権(株))	(16,401)	(15,261)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

## (重要な後発事象)

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)</p>
<p>1. 米国法人設立</p> <p>平成19年2月28日開催の当社取締役会決議にもとづき、平成19年3月16日に下記米国法人を設立いたしました。</p> <p>(1) 設立の目的</p> <p>クロスボーダー案件におけるM &amp; Aアドバイザリーを提供できる独立系M &amp; Aファームとして米国に進出するための現地法人設立</p> <p>(2) 子会社の概要</p> <p>商号：GCA America Corporation  代表者名：益戸 宣彦（当社パートナー）  本店所在地：米国デラウェア州  支店所在地：米国ニューヨーク州ニューヨーク  米国カリフォルニア州サンフランシスコ</p> <p>設立：平成19年3月16日  事業内容：M &amp; Aアドバイザリー業務の提供  決算期：2月末  資本金及び追加払込資本金：200万USドル  株主構成：当社100%</p> <p>2. 会社分割による持株会社体制への移行</p> <p>平成19年4月17日開催の取締役会において、当社は、平成19年9月3日を新設分割設立株式会社の成立の日とする新設分割により、M &amp; Aアドバイザリー事業に係る権利義務を当該新設分割設立株式会社に承継し、持株会社体制へ移行することを決定いたしました。</p> <p>(1) 会社分割及び商号変更の目的</p> <p>会社分割</p> <p>持株会社体制への移行は、各事業会社がM &amp; Aアドバイザリー並びに周辺事業をコア事業として、それぞれのドメインでの成長を加速させることが第一の目的です。</p> <p>かかる移行によって当社は持株会社となり、当社の完全子会社としてM &amp; Aアドバイザリー事業を行う新会社のほか、メザニンファンドの運営事業を行う株式会社メザニン及びデューデリジェンス事業を行う株式会社デューデリジェンスの各事業会社を擁することとなります。</p> <p>また、拡大するM &amp; Aマーケットにおいて多角的な事業展開を機動的に行い、クライアントへのサービスを一層戦略的に向上させることにより、企業価値の向上を目指し将来を見据えた体制整備を行うこととなります。</p>	<p>1.</p> <p>2.</p>

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成18年 3月 1日 至 平成19年 2月28日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成19年 3月 1日 至 平成20年 2月29日)</p>
<p>なお、当社は平成18年10月6日東京証券取引所マザーズ市場に株式公開した際、海外展開ならびに周辺事業拡大のため新株式発行により約63億円の資金調達をしております。持株会社体制では、上記資金を含め会社資産を持株会社において集中管理し機動的に各事業会社に配分することにより、グループの成長を図り企業価値の向上を目指す体制が整うこととなります。</p> <p>商号変更 上記主旨に基づく持株会社への移行に伴い、今後の当社事業内容を適切に表現すべく、下記の通り商号変更を行うことといたしました。</p> <p>新商号 G C A ホールディングス株式会社 ( 英文名 GCA Holdings Corporation )</p> <p>(2) 会社分割の要旨 会社分割の日程 新設分割計画承認取締役会 平成19年 7月17日 ( 予定 ) 分割期日 平成19年 9月 3日 ( 予定 ) 分割登記 平成19年 9月 3日 ( 予定 ) 分割方式 当社を新設分割会社とし、新設分割設立株式会社 ( 以下「新設会社」といいます。 ) であるGCA株式会社を承継会社とする新設分割であります。なお、分割会社である当社にとって、本件会社分割は会社法第805条の簡易分割の要件 ( 注 ) を充足するものであり、株主総会による新設分割計画の承認を得ずに行うものです。</p> <p>( 注 ) 当事業年度末において当社資産の87%は現金預金ですが、上記(1) で記載した通り会社資産の機動的な配分を行うため当社資産の80%以上を持株会社に残すことを計画しております。これにより、新設会社に承継されるM &amp; Aアドバイザー事業を構成する資産は当社資産の20%以下となることから、会社法第805条の簡易分割の要件を充足するものです。</p> <p>株式の割当 新設会社は、本件会社分割に際して普通株式を発行し、その全てを当社へ割当交付します。</p> <p>分割交付金 分割交付金の支払いはありません。</p>	



前連結会計年度 (自 平成18年 3月 1日 至 平成19年 2月28日)	当連結会計年度 (自 平成19年 3月 1日 至 平成20年 2月29日)
5 .	5 . 投資事業有限責任組合からの投資実行 平成20年 4月22日付でG C Aホールディングス株式会社の100%子会社である株式会社メザニンが運営するMCo1号投資事業有限責任組合において、35億円の投資を実行いたしました。投資総額は累計で165 億円となります。

## 【連結附属明細表】

## 【社債明細表】

該当事項はありません。

## 【借入金等明細表】

該当事項はありません。

## ( 2 ) 【その他】

決算日後の状況

特記事項はありません。

訴訟

特記事項はありません。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成19年2月28日)		当事業年度 (平成20年2月29日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
流動資産					
1.現金及び預金		8,569		6,247	
2.売掛金		455		7	
3.関係会社売掛金		-		171	
4.有価証券		-		1,000	
5.仕掛品		10		-	
6.関係会社未収入金		-		184	
7.前払費用		37		55	
8.繰延税金資産		62		39	
9.その他		2		45	
流動資産合計		9,137	93.6	7,752	79.6
固定資産					
1.有形固定資産	1				
(1)建物		161		164	
(2)器具備品		106		111	
有形固定資産合計		267	2.7	275	2.8
2.無形固定資産					
(1)ソフトウェア		0		15	
無形固定資産合計		0	0.0	15	0.2
3.投資その他の資産					
(1)投資有価証券		2		2	
(2)関係会社株式		65		1,321	
(3)長期前払費用		13		5	
(4)敷金保証金		251		345	
(5)繰延税金資産		22		11	
投資その他の資産合計		354	3.7	1,686	17.4
固定資産合計		622	6.4	1,977	20.4
資産合計		9,760	100.0	9,730	100.0

区分	注記 番号	前事業年度 (平成19年2月28日)		当事業年度 (平成20年2月29日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
<b>(負債の部)</b>					
流動負債					
1. 未払金		156		63	
2. 関係会社未払金		-		52	
3. 未払法人税等		339		70	
4. 未払消費税		37		-	
5. 未払費用		49		73	
6. 賞与引当金		40		3	
7. その他		23		41	
流動負債合計		646	6.6	305	3.1
固定負債					
1. 長期未払費用		55		22	
固定負債合計		55	0.6	22	0.2
負債合計		702	7.2	328	3.3
<b>(純資産の部)</b>					
株主資本					
1. 資本金		3,312	33.9	3,312	34.0
2. 資本剰余金					
(1) 資本準備金		3,302		828	
(2) その他資本剰余金		-		2,474	
資本剰余金合計		3,302	33.8	3,302	34.0
3. 利益剰余金					
(1) 利益準備金		71		-	
(2) その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		2,372		2,788	
利益剰余金合計		2,443	25.1	2,788	28.7
株主資本合計		9,058	92.8	9,402	96.7
純資産合計		9,058	92.8	9,402	96.7
負債純資産合計		9,760	100.0	9,730	100.0

## 【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自平成18年3月1日 至平成19年2月28日)			当事業年度 (自平成19年3月1日 至平成20年2月29日)		
		金額(百万円)		百分比 (%)	金額(百万円)		百分比 (%)
売上高	1		4,512	100.0		3,550	100.0
売上原価			1,277	28.3		973	27.4
売上総利益			3,235	71.7		2,576	72.6
販売費及び一般管理費	2		628	14.0		1,290	36.4
営業利益			2,606	57.7		1,285	36.2
営業外収益							
1.受取利息		8			32		
2.有価証券利息		-			10		
3.その他		0	8	0.2	2	46	1.3
営業外費用							
1.株式交付費		25			-		
2.公開関連費用		89			-		
3.雑損失		0	115	2.5	1	1	0.0
経常利益			2,499	55.4		1,330	
特別損失							
1.固定資産除売却損	3	111			0		
2.本社移転費用		35	147	3.3	-	0	0.0
税引前当期純利益			2,351	52.1		1,330	37.5
法人税、住民税及び事業税		966			522		
法人税等調整額		27	994	22.0	33	556	15.7
当期純利益			1,357	30.1		773	21.8



## 売上原価明細書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)		当事業年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
人件費	1	803	62.7	639	65.8
外注費		-	-	4	0.4
経費		478	37.3	327	33.8
総アドバイザー費用		1,282	100.0	970	100.0
期首仕掛品たな卸高		5		10	
合計		1,287		981	
期末仕掛品たな卸高		10		-	
他勘定振替		-		8	
売上原価		1,277		973	

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(注) 1. 主な内訳は次のとおりであります。

前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)		当事業年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)	
1. 経費の主な内訳は、次のとおりであります。		1. 経費の主な内訳は、次のとおりであります。	
支払手数料	116百万円	支払手数料	113百万円
旅費交通費	123百万円	旅費交通費	85百万円
賃借料	107百万円	賃借料	43百万円

## 2. 原価計算の方法

当社の原価計算の方法は、個別原価計算による実際原価計算であります。

## 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日）

区分	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
平成18年2月28日残高 (百万円)	116	106	106	-	1,787	1,787	2,011	2,011
事業年度中の変動額								
新株の発行	3,195	3,195	3,195				6,390	6,390
剰余金の配当(注)					499	499	499	499
役員賞与(注)					201	201	201	201
利益準備金の積立				71	71		-	-
当期純利益					1,357	1,357	1,357	1,357
事業年度中の変動額合計 (百万円)	3,195	3,195	3,195	71	584	655	7,046	7,046
平成19年2月28日残高 (百万円)	3,312	3,302	3,302	71	2,372	2,443	9,058	9,058

(注) 平成18年5月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当事業年度（自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日）

区分	株主資本							株主資本 合計	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
平成19年2月28日残高 (百万円)	3,312	3,302	-	3,302	71	2,372	2,443	9,058	9,058
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						429	429	429	429
当期純利益						773	773	773	773
資本準備金の取崩		2,474	2,474					-	-
利益準備金の取崩					71	71		-	-
事業年度中の変動額合計 (百万円)	-	2,474	2,474	-	71	415	344	344	344
平成20年2月29日残高 (百万円)	3,312	828	2,474	3,302	-	2,788	2,788	9,402	9,402

## 重要な会計方針

項目	前事業年度 (自平成18年3月1日 至平成19年2月28日)	当事業年度 (自平成19年3月1日 至平成20年2月29日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券 (1) 子会社株式 移動平均法による原価法によっております。 (2) その他有価証券 時価のないもの  移動平均法による原価法によっております。	有価証券 (1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。 (2) その他有価証券 時価のないもの(内国法人が発行する譲渡性預金を含む) 移動平均法による原価法によっております。
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法	仕掛品 個別法による原価法によっております。	仕掛品 同左
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 建物 8年～15年 器具備品 3年～15年 (2) 無形固定資産 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。	(1) 有形固定資産 同左  (2) 無形固定資産 同左
4. 繰延資産の処理方法	株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。	株式交付費
5. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に備えて、支給見込額の当期負担額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 同左  (2) 賞与引当金 同左
6. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準		外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理  消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理  同左

## 会計処理の変更

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)</p>
<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当事業年度より、「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。 これによる当事業年度の損益に与える影響はありません。</p> <p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。 従来の資本の部の合計に相当する金額は9,058百万円であります。 なお、財務諸表等規則の改正により、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p> <p>(繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い) 当事業年度より、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年8月11日 実務対応報告第19号)を適用しております。 これによる当事業年度の損益に与える影響はありません。</p>	<p>(減価償却資産の減価償却の方法) 当事業年度より、法人税法の改正(「所得税法等の一部を改正する法律(法律第6号 平成19年3月30日)」及び「法人税法施行令の一部を改正する政令(政令第83号 平成19年3月30日)」)に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。この変更の損益に与える影響は軽微であります。</p>

## 表示方法の変更

前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)	当事業年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)
	<p>(貸借対照表関係)</p> <p>1. 前事業年度において「現金及び預金」に含めておりました「譲渡性預金」について、財務諸表等規則ガイドラインの改正により内国法人の発行する譲渡性預金の預金証書等の扱いが変更されたのを受け、当事業年度より「有価証券」に含めて表示しております。</p> <p>なお、前事業年度の「現金及び預金」に含まれている「有価証券」は1,000百万円であります。</p> <p>2. 前事業年度において「その他」に含めておりました「関係会社未収入金」は、当事業年度において、重要性が増したため区分掲記しました。</p> <p>なお、前事業年度の「その他」に含まれている「関係会社未収入金」は2百万円であります。</p> <p>3. 前事業年度において「未払金」に含めておりました「関係会社未払金」は、当事業年度において、重要性が増したため区分掲記しました。</p> <p>なお、前事業年度の「未払金」に含まれている「関係会社未払金」は8百万円であります。</p> <p>(損益計算書関係)</p> <p>1. 前事業年度において「受取利息」に含めておりました「譲渡性預金に係る預金利息」について、財務諸表等規則ガイドラインの改正により内国法人の発行する譲渡性預金の預金証書等の扱いが変更されたのを受け、当事業年度より「有価証券利息」に含めて表示しております。</p> <p>なお、前事業年度の「受取利息」に含まれている「有価証券利息」は1百万円であります。</p>

## 注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成19年2月28日)	当事業年度 (平成20年2月29日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 <div style="text-align: right;">42百万円</div>	1 有形固定資産の減価償却累計額 <div style="text-align: right;">125百万円</div>

## (損益計算書関係)

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)</p>																																
<p>1</p> <p>2 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">役員報酬</td> <td style="text-align: right;">84百万円</td> </tr> <tr> <td>給料手当</td> <td style="text-align: right;">49</td> </tr> <tr> <td>賞与</td> <td style="text-align: right;">60</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">2</td> </tr> <tr> <td>消耗品費</td> <td style="text-align: right;">40</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">31</td> </tr> <tr> <td>地代家賃</td> <td style="text-align: right;">110</td> </tr> <tr> <td>租税公課</td> <td style="text-align: right;">40</td> </tr> <tr> <td>支払手数料</td> <td style="text-align: right;">60</td> </tr> </table> <p>3 固定資産除売却損は、建物92百万円、器具備品19百万円であります。</p>	役員報酬	84百万円	給料手当	49	賞与	60	賞与引当金繰入額	2	消耗品費	40	減価償却費	31	地代家賃	110	租税公課	40	支払手数料	60	<p>1 売上高には、関係会社への売上高が806百万円含まれております。</p> <p>2 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">役員報酬</td> <td style="text-align: right;">233百万円</td> </tr> <tr> <td>給料手当</td> <td style="text-align: right;">75</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">3</td> </tr> <tr> <td>採用教育費</td> <td style="text-align: right;">87</td> </tr> <tr> <td>地代家賃</td> <td style="text-align: right;">118</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">67</td> </tr> <tr> <td>支払手数料</td> <td style="text-align: right;">312</td> </tr> </table> <p>3 固定資産除売却損は、器具備品0百万円であります。</p>	役員報酬	233百万円	給料手当	75	賞与引当金繰入額	3	採用教育費	87	地代家賃	118	減価償却費	67	支払手数料	312
役員報酬	84百万円																																
給料手当	49																																
賞与	60																																
賞与引当金繰入額	2																																
消耗品費	40																																
減価償却費	31																																
地代家賃	110																																
租税公課	40																																
支払手数料	60																																
役員報酬	233百万円																																
給料手当	75																																
賞与引当金繰入額	3																																
採用教育費	87																																
地代家賃	118																																
減価償却費	67																																
支払手数料	312																																

(リース取引関係)

前事業年度(自平成18年3月1日 至平成19年2月28日)及び当事業年度(自平成19年3月1日 至平成20年2月29日)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

前事業年度(自平成18年3月1日 至平成19年2月28日)及び当事業年度(自平成19年3月1日 至平成20年2月29日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成19年2月28日)	当事業年度 (平成20年2月29日)																														
<p>1. 繰延税金資産の主な原因別内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">未払事業税</td> <td style="text-align: right;">30百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">16百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">15百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産(流動)小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">62百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">22百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産(固定)小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">22百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">85百万円</td> </tr> </table>	未払事業税	30百万円	賞与引当金	16百万円	その他	15百万円	繰延税金資産(流動)小計	62百万円	その他	22百万円	繰延税金資産(固定)小計	22百万円	繰延税金資産合計	85百万円	<p>1. 繰延税金資産の主な原因別内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">未払事業税</td> <td style="text-align: right;">7百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">1百万円</td> </tr> <tr> <td>未払費用</td> <td style="text-align: right;">15百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">15百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産(流動)小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">39百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">11百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産(固定)小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">11百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">51百万円</td> </tr> </table>	未払事業税	7百万円	賞与引当金	1百万円	未払費用	15百万円	その他	15百万円	繰延税金資産(流動)小計	39百万円	その他	11百万円	繰延税金資産(固定)小計	11百万円	繰延税金資産合計	51百万円
未払事業税	30百万円																														
賞与引当金	16百万円																														
その他	15百万円																														
繰延税金資産(流動)小計	62百万円																														
その他	22百万円																														
繰延税金資産(固定)小計	22百万円																														
繰延税金資産合計	85百万円																														
未払事業税	7百万円																														
賞与引当金	1百万円																														
未払費用	15百万円																														
その他	15百万円																														
繰延税金資産(流動)小計	39百万円																														
その他	11百万円																														
繰延税金資産(固定)小計	11百万円																														
繰延税金資産合計	51百万円																														
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。</p>	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別内訳</p> <p style="text-align: center;">同左</p>																														

(企業結合等関係)

前事業年度(自平成18年3月1日 至平成19年2月28日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成19年3月1日 至平成20年2月29日)

連結財務諸表の注記事項(企業結合等関係)における記載内容と同一であるため、記載していません。

## ( 1株当たり情報 )

前事業年度 (自平成18年3月1日 至平成19年2月28日)		当事業年度 (自平成19年3月1日 至平成20年2月29日)	
1株当たり純資産額	48,983.63円	1株当たり純資産額	50,847.38円
1株当たり当期純利益金額	8,118.70円	1株当たり当期純利益金額	4,183.75円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	7,393.56円	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	3,864.80円

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎

	前事業年度 (平成19年2月28日)	当事業年度 (平成20年2月29日)
純資産の部の合計(百万円)	9,058	9,402
純資産の部の合計から控除する金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	9,058	9,402
期末の普通株式の数(株)	184,920	184,920

(注) 2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成18年3月1日 至平成19年2月28日)	当事業年度 (自平成19年3月1日 至平成20年2月29日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額(百万円)	1,357	773
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額 (百万円)	1,357	773
期中平均株式数(株)	167,224	184,920
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	16,401	15,261
(うち新株予約権(株))	(16,401)	(15,261)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-



## (重要な後発事象)

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成19年3月1日 至 平成20年2月29日)</p>
<p>1. 米国法人設立</p> <p>平成19年2月28日開催の当社取締役会決議にもとづき、平成19年3月16日に下記米国法人を設立いたしました。</p> <p>(1) 設立の目的</p> <p>クロスボーダー案件におけるM &amp; Aアドバイザリーを提供できる独立系M &amp; Aファームとして米国に進出するための現地法人設立</p> <p>(2) 子会社の概要</p> <p>商号：GCA America Corporation  代表者名：益戸 宣彦（当社パートナー）  本店所在地：米国デラウェア州  支店所在地：米国ニューヨーク州ニューヨーク  米国カリフォルニア州サンフランシスコ</p> <p>設立：平成19年3月16日  事業内容：M &amp; Aアドバイザリー業務の提供  決算期：2月末  資本金及び追加払込資本金：200万USドル  株主構成：当社100%</p> <p>2. 会社分割による持株会社体制への移行</p> <p>平成19年4月17日開催の取締役会において、当社は、平成19年9月3日を新設分割設立株式会社の成立の日とする新設分割により、M &amp; Aアドバイザリー事業に係る権利義務を当該新設分割設立株式会社に承継し、持株会社体制へ移行することを決定いたしました。</p> <p>(1) 会社分割及び商号変更の目的</p> <p>会社分割</p> <p>持株会社体制への移行は、各事業会社がM &amp; Aアドバイザリー並びに周辺事業をコア事業として、それぞれのドメインでの成長を加速させることが第一の目的です。</p> <p>かかる移行によって当社は持株会社となり、当社の完全子会社としてM &amp; Aアドバイザリー事業を行う新会社のほか、メザニンファンドの運営事業を行う株式会社メザニン及びデューデリジェンス事業を行う株式会社デューデリジェンスの各事業会社を擁することとなります。</p> <p>また、拡大するM &amp; Aマーケットにおいて多角的な事業展開を機動的に行い、クライアントへのサービスを一層戦略的に向上させることにより、企業価値の向上を目指し将来を見据えた体制整備を行うこととなります。</p>	<p>1.</p> <p>2.</p>

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成18年 3月 1日 至 平成19年 2月28日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成19年 3月 1日 至 平成20年 2月29日)</p>
<p>なお、当社は平成18年10月6日東京証券取引所マザーズ市場に株式公開した際、海外展開ならびに周辺事業拡大のため新株式発行により約63億円の資金調達をしております。持株会社体制では、上記資金を含め会社資産を持株会社において集中管理し機動的に各事業会社に配分することにより、グループの成長を図り企業価値の向上を目指す体制が整うこととなります。</p> <p>商号変更 上記主旨に基づく持株会社への移行に伴い、今後の当社事業内容を適切に表現すべく、下記の通り商号変更を行うことといたしました。</p> <p>新商号 G C Aホールディングス株式会社 ( 英文名 GCA Holdings Corporation )</p> <p>(2) 会社分割の要旨 会社分割の日程 新設分割計画承認取締役会 平成19年 7月17日 ( 予定 ) 分割期日 平成19年 9月 3日 ( 予定 ) 分割登記 平成19年 9月 3日 ( 予定 ) 分割方式 当社を新設分割会社とし、新設分割設立株式会社(以下「新設会社」といいます。)であるGCA株式会社を承継会社とする新設分割であります。なお、分割会社である当社にとって、本件会社分割は会社法第805条の簡易分割の要件(注)を充足するものであり、株主総会による新設分割計画の承認を得ずに行うものです。</p> <p>(注) 当事業年度末において当社資産の87%は現金預金ですが、上記(1) で記載した通り会社資産の機動的な配分を行うため当社資産の80%以上を持株会社に残すことを計画しております。これにより、新設会社に承継されるM &amp; Aアドバイザー事業を構成する資産は当社資産の20%以下となることから、会社法第805条の簡易分割の要件を充足するものです。</p> <p>株式の割当 新設会社は、本件会社分割に際して普通株式を発行し、その全てを当社へ割当交付します。</p> <p>分割交付金 分割交付金の支払いはありません。</p>	



【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄			株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証券	その他有価証券	パレス・キャピタル株	200	2
計			200	2

【その他】

種類及び銘柄			投資口数等(口)	貸借対照表計上額 (百万円)
有価証券	その他有価証券	譲渡性預金	-	1,000
		計	-	1,000

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	166	39	-	206	41	36	164
器具備品	143	52	1	194	84	47	111
有形固定資産計	309	92	1	401	125	83	275
無形固定資産							
ソフトウェア	0	16	-	17	1	1	15
無形固定資産計	0	16	-	17	1	1	15
長期前払費用	13	4	8	15	9	4	5

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物 増床に伴う内装工事 39百万円  
器具備品 増床に伴う什器備品の取得 52百万円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

器具備品 除却による減少 1百万円

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
賞与引当金	40	3	40	-	3

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

## ( ) 現金及び預金

区分	金額(百万円)
現金	0
預金	
普通預金	1,247
定期預金	5,000
小計	6,247
合計	6,247

## ( ) 売掛金及び関係会社売掛金

## (イ) 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
G C A(株)	165
その他	13
合計	179

## (ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	次期繰越高 (百万円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	(A) + (D) 2 (B) 366
455	3,724	4,000	179	95.7	31.1

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記当期発生高には消費税等が含まれております。

## ( ) 関係会社株式

銘柄	金額(百万円)
インテグラル(株)	1,000
G C A(株)	250
(株)デューデリジェンス	50
(株)メザニン	15
MCo(株)	6
合計	1,321

## (3) 【その他】

決算日後の状況

特記事項はありません。

訴訟

特記事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	3月1日から2月末日まで
定時株主総会	5月中
基準日	2月末日
株券の種類	10株券、1株券
剰余金の配当の基準日	2月末日 8月末日
1単元の株式数	-
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番4号 住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社
取次所	住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	無料
単元未満株式の買取り	該当事項はありません。
取扱場所	
株主名簿管理人	
取次所	
買取手数料	
公告掲載方法	電子公告の方法により行います。 但し、やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、 日本経済新聞に掲載します。 公告掲載URL ( <a href="http://www.gcakk.com/">http://www.gcakk.com/</a> )
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 平成20年3月3日開催の臨時株主総会において、定款の一部を変更し、次のとおり、事業年度が次のとおり、となりました。

1. 事業年度 1月1日から12月31日まで
2. 定時株主総会 3月中
3. 基準日 12月31日
4. 剰余金の配当の基準日 6月30日、12月31日

なお、第5期事業年度については、平成20年3月1日から平成20年12月31日までの10ヵ月となります。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第3期）（自平成18年3月1日至平成19年2月28日）平成19年5月24日関東財務局長に提出。

#### (2) 臨時報告書

平成19年8月31日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2（新設分割計画の承認）の規定に基づく臨時報告書であります。

#### (3) 臨時報告書

平成19年11月1日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3（株式移転計画の承認）の規定に基づく臨時報告書であります。

#### (4) 半期報告書

（第4期中）（自平成19年3月1日至平成19年8月31日）平成19年11月14日関東財務局長に提出。

#### (5) 臨時報告書の訂正報告書

平成19年12月17日関東財務局長に提出

平成19年11月1日提出の臨時報告書（株式移転計画の承認）に係る訂正報告書であります。

#### (6) 臨時報告書

平成19年12月28日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（特定子会社の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

#### (7) 臨時報告書の訂正報告書

平成20年2月18日関東財務局長に提出

平成19年11月1日提出の臨時報告書（株式移転計画の承認）に係る訂正報告書であります。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。



独立監査人の監査報告書

平成19年5月23日

G C A株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 酒井 弘行 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 山田 治彦 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているG C A株式会社の平成18年3月1日から平成19年2月28日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、G C A株式会社及び連結子会社の平成19年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年 5月29日

G C Aホールディングス株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 酒井 弘行 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 山田 治彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているG C Aホールディングス株式会社の平成19年3月1日から平成20年2月29日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、G C Aホールディングス株式会社及び連結子会社の平成20年2月29日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年 5月23日

G C A 株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 酒井 弘行 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 山田 治彦 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているG C A 株式会社の平成18年3月1日から平成19年2月28日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、G C A 株式会社の平成19年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象の2.に記載されているとおり、会社は平成19年4月17日開催の取締役会において、平成19年9月3日を新設分割設立株式会社の成立の日とする新設分割により、M & A アドバイザリー事業に係る権利義務を当該新設分割設立株式会社に承継し、持株会社体制へ移行することを決定した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年 5 月29日

G C Aホールディングス株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 酒井 弘行 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 山田 治彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているG C Aホールディングス株式会社の平成19年3月1日から平成20年2月29日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、G C Aホールディングス株式会社の平成20年2月29日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。